

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和3年那智勝浦町議会第2回定例会)

令和3年6月9日

9時28分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第2号 専決処分(那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例)した事件の承認について	7
日程第5	報告第3号 専決処分(令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算(第10号))した事件の承認について	10
日程第6	報告第4号 専決処分(令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第5号))した事件の承認について	27
日程第7	報告第5号 専決処分(令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算(第4号))した事件の承認について	30
日程第8	報告第6号 専決処分(令和2年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算(第2号))した事件の承認について	32
日程第9	報告第7号 専決処分(令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第4号))した事件の承認について	33
日程第10	報告第8号 専決処分(令和2年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第3号))した事件の承認について	36
日程第11	報告第9号 専決処分(令和2年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第3号))した事件の承認について	38
日程第12	報告第10号 令和2年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	40
日程第13	報告第11号 令和2年度那智勝浦町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	41
日程第14	発議第3号 那智勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例	42
日程第15	議案第42号 那智勝浦町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例	43
日程第16	議案第43号 那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	44
日程第17	議案第44号 那智勝浦町太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例	46
日程第18	議案第45号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	

	を定める条例の一部を改正する条例	56
日程第19	議案第46号 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	58
日程第20	議案第47号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例	59
日程第21	議案第48号 令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）	61
日程第22	議案第49号 令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）	72
日程第23	議案第50号 消防・防災センター用地造成工事請負契約の変更について	75
日程第24	議案第51号 天満公民館整備工事請負契約について	76
日程第25	議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	76

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	城本和男	2番	東信介
3番	曾根和仁	4番	荒尾典男
5番	藤社和美	6番	金嶋弘幸
7番	引地稔治	8番	左近誠
9番	加藤康高	10番	中岩和子
11番	森本隆夫	12番	亀井二三男

3. 会議録署名議員の氏名

5番	藤社和美	6番	金嶋弘幸
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長	堀順一郎	副町長	矢熊義人
教育長	岡田秀洋	消防長	湯川辰也
総務課長	塩崎圭祐	教育次長	田中逸雄
会計管理者	三隅祐治	病院事務長	下康之
税務課長	網野宏行	住民課長	在仲靖二
福祉課長	榎本直子	観光企画課長	佐古成生
農林水産課長	西真宏	建設課長	楠本定
水道課長	村上茂		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（4名）

事務局長	寺本尚史
事務局主査	疋田晋一
事務局副主査	北郡克至
事務局主事	山田倫也

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番荒尾典男議長席に着く〕

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本定例会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、換気の必要性から議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、今回議長席と発言席でマスクを外しての発言を試してみます。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時28分 開会

○議長（荒尾典男君） ただいまから令和3年第2回那智勝浦町議会定例会を開会します。

会議の前に、4月1日付で行われました議会事務局職員の異動について局長から報告させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 4月1日付人事異動により兼職の辞令が出ております。

疋田晋一主査です。

山田倫也主事です。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（荒尾典男君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒尾典男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

5番藤社和美君、6番金嶋弘幸君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（荒尾典男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

12番亀井君。

○議会運営委員長（亀井二三男君） 議会運営委員会の協議結果について報告します。

去る6月4日に委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は21件です。内訳ですが、報告10件、条例制定2件、条例の改正4件、補正予算2件、工事請負契約の変更1件、新たな工事請負契約1件、固定資産評価委員会委員の選任がそれぞれ1件となっております。

会期は、本日6月9日から6月17日までの9日間を予定しております。本会議4日、委員会3日、純休会2日となります。

それでは、議事予定表を御覧ください。

〔議事予定表朗読〕

なお、追加議案は今のところ予定ありません。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（荒尾典男君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から6月17日までの9日間に行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、会期は本日から6月17日までの9日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（荒尾典男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） おはようございます。

本日、令和3年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変御多用のところ御出席を賜りまして心から感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症とワクチン接種の関係の御報告でございます。

全国において10の都道府県で緊急事態宣言が発令されており、今なお終息が見通せない状況でございます。新宮保健所管内においても数件の感染確認がございましたが、大きな流行には至っておらず、町民の皆様方や事業者の皆様方の感染防止の取組に心から感謝を申し上げる次第でございます。

現在全国で進められていますワクチン接種につきましては、本町の65歳以上の接種対象者は約6,200人、65歳から16歳までは約6,600人、そして15歳から12歳の方々につきましては約300人となっております。当初、ワクチンの配分が少量であったために75歳以上の希望者から高齢順に順次接種を行うこととさせていただきました。そして、4月19日から体育文化会館で集団接種を開始をし、5月24日からは町内の医療機関でも個別接種を開始をされ、7月末に

は65歳以上の方々の接種を完了する見込みでございます。6月9日今日現在、集団接種会場での65歳以上の町民の方々におきましては32.3%が1回目の接種を受けていただいております。また、他に救急隊員、病院職員、高齢者施設の職員も希望者全員接種を終えているところでございます。

今後はワクチンの供給量も増える見込みでございますので、町立温泉病院の施設も活用し、医療関係者の負担が増大しますが引き続き御尽力を賜りまして、できるだけ早く町民の皆様方にワクチン接種ができるよう取り組んでまいります。

町民の皆様におかれましては、ワクチンの接種は任意ではございますが、国が推奨するように、接種することにより御自身と御家族や周辺の方々を守ることに繋がります。できる限り多くの方々に接種をいただきたいと考えておりますので御協力お願いを申し上げます。

次に、防災・減災対策関係の報告でございます。

今年は紀伊半島大水害から10年となる年でございます。現在、和歌山県が被災自治体と合同で紀伊半島大水害10年追悼式典を9月上旬に本町で開催する方向で協議が進められているところでございます。

消防署の新設につきましては、消防庁舎の本体工事に取りかかっておりまして、令和4年3月完成に向け工事を進めているところでございます。周辺の皆様には御不便をおかけすることもございますが、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、大津波発生時の浸水域を解消し、避難場所を確保するために行っている勝浦小学校第2グラウンドの敷地造成工事につきましては、学校の夏休み期間中に集中して工事を実施いたします。現在は、取りつけ道路や側溝の整備等を行ったところでございます。

そして、宇久井地内及び天満地内の津波避難タワーや、体育文化会館の屋上に避難できる外階段が完成をし、地域の方々へのお披露目を実施する予定をしておりましたが、和歌山県からの外出自粛要請もあり延期としておりました。先日、要請も解除されましたので、今月中にお披露目を実施したいと考えてございます。

次に、観光関係の報告でございます。

本年のゴールデンウィークの入り込み客は、全国に緊急事態宣言が発令されていた昨年と比較しますと増加をいたしました。コロナ禍前の一昨年と比較すると、宿泊、日帰り合わせて約70%減であり、依然として厳しい状況が続いております。

また、昨年も中止をいたしました那智勝浦町花火大会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見通せないことから2年続けての中止を決定しました。終息の見通しがつくようであれば小規模な花火の打ち上げも検討しておりますが、何とぞ御理解をお願いを申し上げます。

また、新宮市と共同実施しておりましたへ天空ハーフマラソン大会も昨年に引き続き中止決定となったところでございます。

それでは、本議会に提案しております議件の概要説明に当たり、初めに令和3年度補正予算による経済対策等の事業について御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の停滞で引き続き大変厳しい状況が続いており、経済対策を補正予算により実施をし、町民や事業者の支援を図ってまいります。

まずは、昨年度も実施をいたしましたまちなか商品券事業により町民1人当たり7,000円分のまちなか商品券を配布をいたします。事業実施により町内での地域内循環による地域の活性化と町民生活の支援を図ってまいります。

また、売上げが減少した町内事業者に対し10万円の支援金を交付する事業継続支援事業を実施をし、事業の継続を支援をいたします。

そして、コロナ禍で大変、特に厳しい状況にある旅客等運送事業者を支援をし、地域の公共交通を守るため地域公共交通運行継続支援金事業を実施をいたします。

ほかに、新型コロナウイルス感染症の収束後を見越した対策といたしまして、観光バス助成金交付金事業を実施をし、観光バスに係る経費を助成することで誘客促進を図ってまいります。

以上が経済対策の概要でございます。

本議会に提案しております議件は21件でございます。

報告が10件、条例制定が2件、条例改正が4件、補正予算が2件、工事請負契約変更が1件、工事請負契約が1件、固定資産評価委員会委員の選任が1件でございます。

報告第2号は、税条例の一部を改正する条例について専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第3号から報告第9号は、一般会計、国民健康保険事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計、下水道事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、勝浦地方卸売市場事業費特別会計、水道事業会計に係る令和2年度補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、事業費等の確定による調整が主なものとなっております。

報告第10号につきましては、一般会計予算の繰越計算書についての報告でございます。

報告第11号は、事故繰越をいたしました小金島漁港災害復旧事業について地方自治法施行令の規定により議会に報告するものでございます。

議案第42号行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、国における新型コロナウイルス感染拡大防止、行政デジタル化に向けた取組の一環といたしまして、全国的に押印の見直しの検討が進められており、当町においても役場に来庁される住民の方々の負担軽減の観点から押印に関する規定のあった条例を一括して改正するものでございます。

議案第43号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として体制を強化をしており、職員の慰労、勤務意欲の維持・向上を目的として新たな手当を創設、支給いたしたく改正するものでございます。

議案第44号太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例につきましては、太陽光発電施設と周辺地域の自然環境、生活環境等の地域環境との調和を図り、良好な環境と平穏な生活を確保するため条例を制定するものでございます。

議案第45号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、省令の改正に伴い改正するものでございます。

議案第46号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、省令の改正に伴い改正するものでございます。

議案第47号介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる方の保険料の減免措置についての改正を行うものでございます。

議案第48号は、一般会計補正予算であり、主なものとして先ほど申し上げた新型コロナウイルス関連の経済対策、現在実施中のワクチン接種体制整備等に係る事業費の増額、消防救急業務感染防止対策、GIGAスクール用ネットワーク環境整備のための補正で、歳入歳出予算それぞれ2億6,626万4,000円を追加をし、予算総額82億5,326万4,000円とするものでございます。

議案第49号は、町立温泉病院事業会計補正予算であり、国庫補助金を受け入れ、議案第43号で説明いたしました手当を支給するための増額補正をお願いするものでございます。

議案第50号は、消防・防災センター用地造成工事の請負契約変更について変更契約を実施いたしたく議会の議決を求めるものでございます。

議案第51号は、天満公民館整備工事請負契約について、当該工事本契約を実施いたしたく議会の議決を求めるものでございます。

議案第52号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

その詳細につきましては担当課長より説明をいたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、議案の概要説明といたします。

○議長（荒尾典男君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第2号 専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第4、報告第2号専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） 報告第2号専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和3年3月31日に専決処分をいたしております。

今回の税条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日付

で交付されております。これを受けまして、本町においても那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。例年このような形で上位法令の改正に伴う税条例の改正をお願いしてございます。

次のページ以降、改正する条例を記載しておりますが、今回の改正内容につきましては専決処分書の次に新旧対照表及び関係資料をお配りさせていただいております。説明は関係資料のほうでさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

関係資料1ページをお願いいたします。

第1条、第1条による改正は、那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を改正するものでございます。以下、条例の改正の内容を記載してございます。

第36条の3の2第4項及び第36条の3の3第4項、第53条の8、第53条の9は、地方税法等の改正により電磁的方法による記載すべき事項の提供を適正に受けすることができる措置を講じている場合には、電磁的方法により提供することができることと規定されたことに伴う改正でございます。

次に、第81条の4は、地方税法第451条に第5項の読替規定が追加されたことに伴うものでございます。

附則第10条の2は、地方税法の改正に伴うもので、改正前の第3項及び第24項は、地方税法の条文削除に伴い削除したもの、その他の項についてはそれに伴う条例の項ずれに対応するもの及び地方税法改正による項ずれに対応するものでございます。

次に、附則第10条の4は、地方税法の改正に伴う改正で、令和元年度分及び令和2年度分から令和3年度分及び令和4年度分への改正でございます。

附則第10条の5は、地方税法附則第16条の3の新設に伴う条文の追加でございます。

附則第11条から次のページ4段目の附則第15条までは、固定資産税の負担調整措置の延長で対象年度の変更でございます。

附則第15条の2は、地方税法第451条に第5項の読替規定が追加されたことによる同法附則第29条の8の3の字句の追加及び期間延長で、令和3年3月31日までを令和3年12月31日までへの改正でございます。

附則第15条の2の2は、地方税法第446条に第3項の読替規定及び同法第451条に第5項の読替規定が追加されたことによる同法附則第29条の9の字句の追加に伴う改正でございます。

附則第16条は、地方税法附則第30条に第6項から第8項が追加されたこと及び同条中令和2年度分に係る規定が削除されたことに伴い、条例附則第16条に第6項から第8項を追加及び同条中令和2年度分に係る規定を削除する改正でございます。

附則第16条第6項、第7項、次のページ、3ページ第8項は、軽自動車税の種別割において講じている燃費性能等に優れた軽自動車に対して軽減の特例措置を行うもので、燃費基準や排出ガス基準により3つに分かれるもので、附則第16条6項は三輪のものの年額を3,900円から1,000円に、四輪以上の乗用車の営業用のものの年額を6,900円から1,800円に、四輪以上の貨物用の営業用のものの年額を3,800円から1,000円に、同じく自家用のものの年額を5,000円か



ら1,300円にそれぞれ読替えるものでございます。

附則第16条の7は、営業用の乗用のものの税率について、三輪のものの年額を3,900円から2,000円に、四輪以上の乗用の営業用のものの年額を6,900円から3,500円にそれぞれ読替えるものでございます。

附則第16条の8項は、営業用の乗用のものの税率について、三輪のものの年額を3,900円から3,000円に、四輪以上で乗用の営業用のものの年額を6,900円から5,200円にそれぞれ読み替えるものでございます。

次に、附則第16条の2は、条例附則第16条に第6項から第8項が追加されたことに伴う項ずれに対応する改正でございます。

附則第22条は、地方税法附則第61条に第4項の読替規定が規定されたことに伴う対象年度の読替規定の追加による改正でございます。

附則第26条は、地方税法附則第61条に第4項の読替規定が追加されたことに伴う対象年度の読替規定の追加による改正でございます。

第2条、令和2年第3回定例会議案第50号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例として上程し議決を受けたものを一部改正するもので、上位法の改正に伴う条ずれ及び項ずれの対応、条文の削除でございます。

附則といたしまして、第1条、この条例は令和3年4月1日から施行します。

第2条といたしましては町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は軽自動車税の経過措置を記載してございます。

説明は以上です。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第2号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第3号 専決処分（令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第5、報告第3号専決処分（令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 報告第3号専決処分（令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号））した事件について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和3年3月31日専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億8,227万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億3,619万1,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入、款1町税から1枚めくっていただき5ページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額129億1,846万4,000円から補正額で4億8,227万3,000円を減額し、計で124億3,619万1,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から8ページの款12諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

9ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄中、地域活性化事業から一番下の減収補填債まで、借入限度額の確定により計の補正前の限度額32億2,492万4,000円から補正後の限度額を29億7,711万5,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書。

1総括、歳入でございます。

款1町税から次のページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額129億1,846万4,000円、補正額は4億8,227万3,000円の減額、計で124億3,619万1,000円となっております。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から款12諸支出金まで、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

補正額の財源内訳は、国県支出金で4,980万円の減額、地方債で2億3,800万円の減額、その他で4,092万3,000円の減額、一般財源は1億5,355万円の減額となっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

2歳入でございます。

総務課の関係について御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

下段の款2地方譲与税、目1地方揮発油譲与税から18ページ中段の款12交通安全対策特別交付金まで、それぞれ交付金等の額の確定により補正をお願いしてございます。

そのうち、18ページ上段でございます。

款11地方交付税につきましては、補正額が6,677万4,000円の増額で、計で35億1,459万2,000円となっております。内訳といたしまして、普通交付税が31億665万6,000円、特別交付税が4億793万6,000円で、前年度と比較し1億8,069万9,000円、率にいたしまして5.4%の増となっております。

21ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2個人番号カード交付事業費補助金で445万6,000円の減額、節5特別定額給付金給付事業費補助金で200万円の減額、節6特別定額給付金給付事務費補助金で693万9,000円の減額につきましては、それぞれ事業費の確定による補助金額の減額でございます。節9地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金440万円につきましては、町営バス下里線及び勝浦線の運営費用に係るものでございます。

24ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、2行目の節3県移譲事務市町村交付金14万3,000円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。

25ページをお願いいたします。

目6消防費補助金、節2わかやま防災力パワーアップ事業費補助金で464万1,000円の減額でございます。ブロック塀耐震化促進事業に係る事業費の確定によるものと、防災意識の普及促進事業につきましては洪水土砂災害に係るハザードマップの作成に係る2分の1の県補助金でございますが、事業費の確定により減額するものでございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1財産貸付収入、154万9,000円の増額につきましては、実績見込みによるものでございます。

26ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金の7,000万円の減額につきましては、1億5,000万円の取崩し予算を計上しておりましたが、決算見込みから8,000万円の取崩し予算となったものでございます。

目2減債基金繰入金につきましては、予算で取崩しを予定しておりましたが、決算見込みに

より全額減額するものでございます。

目3まちづくり応援基金繰入金につきましては、各指定事業に係る充当見込みから減額するものでございます。

27ページをお願いいたします。

款21諸収入、目1雑入、節1雑入のうち、総務課の関係につきましては説明欄1行目から5行目までとなっております。

1行目の県市町村振興協会市町村交付金は、交付金の額の決定によるものでございます。

2行目、和歌山県後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等交付金につきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名分の人件費について広域連合より受け入れるものでございます。

3行目、町有建物災害共済金につきましては、台風災害に係る畜産団地ほか、色川診療所等の修繕に係る共済金でございます。

4行目、小匠ダム無停電電源装置交換委託金につきましては、バッテリーの劣化による交換に係る費用を和歌山県から受け入れたものでございます。

5行目の災害対策費用保険金につきましては、令和2年台風14号に係る防災体制配備の際の人件費や避難所運営費用に対する保険金収入でございます。

28ページをお願いいたします。

款22町債につきましては、目1総務債から29ページ目の目11減収補填債まで、それぞれ起債額の確定により補正させていただいております。

30ページをお願いいたします。

3歳出でございます。

総務課の関係は31ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当等81万9,000円の減額から節18負担金、補助及び交付金の123万7,000円の減額につきましては、説明欄記載の事項について不用額が生じたので減額させていただいたものでございます。

目3財産管理費、節10需用費178万6,000円、節11役務費171万9,000円、節12委託料123万5,000円、節17備品購入費207万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の件につきまして実績見込みにより減額させていただくものでございます。

なお、節17備品購入費に係る自動車3台につきましては、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用して購入いたしました車両2台及び集中管理公用車の買換えによるものが1台でございます。

32ページをお願いいたします。

目6電子計算費、節12委託料103万7,000円の減額、節18負担金、補助及び交付金444万5,000円の減額につきましても、説明欄記載の件について実績見込みにより減額させていただくものでございます。

2つ飛びまして、目10町営バス運行費、節10需用費の170万1,000円の減額につきましては、

燃料費及び修繕料の実績見込みにより減額させていただいております。節17備品購入費の減額につきましては、太田線の車両買換えに伴う確定によるものでございます。

目12特別定額給付金給付事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として1人当たり10万円を給付した特別定額給付金事業でございます。節1報酬から次のページの節区分18負担金、補助及び交付金まで、それぞれ事業実績により減額させていただいております。

46ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、このページ一番下の目5水防費につきましては、職員手当につきまして超動手当の実績見込みにより減額してございます。

47ページをお願いいたします。

目6災害対策費、節10需用費420万3,000円の減額につきましては、避難所用トイレセット、毛布ほか備蓄品などの購入費用に加えまして、新型コロナウイルス感染症対策としてマスク、手指消毒液、パーティションなどを購入してございますが、不用額を減額するものでございます。節12委託料1,480万9,000円の減額につきましては、説明欄記載の事業委託について事業費の確定により減額するものでございます。節14工事請負費2,878万8,000円の減額につきましても、説明欄記載の4つの工事に係る事業費の確定により減額させていただくものでございます。節17備品購入費66万8,000円の減額につきましても、避難所となる体育館に設置するスポットエアコン8台の購入実績による減額でございます。節区分18負担金、補助及び交付金846万円の減額につきましては、説明欄記載の各事業補助金に係る事業費の確定により減額させていただくものでございます。

53ページをお願いいたします。

款11公債費、目1元金90万2,000円の減額、目2利子1,362万5,000円の減額は、償還額の確定により減額させていただくものでございます。

款12諸支出金、項2基金費、目6まちづくり応援基金費184万4,000円の増額は、基金に積み立てるものでございます。

54ページからは補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は割愛させていただきます。

総務課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1町税、項1町民税につきましては、個人と法人を合わせて2,786万6,000円を増額いたしまして、計5億2,708万7,000円で、令和元年度の決算時の予算額と比べて141万7,000円の増額でございます。内訳につきましては、決算見込みにより個人の現年度課税分で2,079万6,000円の増額、法人の現年度課税分で607万3,000円、滞納繰越分99万7,000円を増額するものでござ

います。

次に、項2固定資産税でございますが、現年と滞納繰越分を合わせて3,138万6,000円を増額いたしまして、計6億2,680万2,000円で、令和元年度の決算時の予算額と比べ7,468万2,000円減額でございます。この減額の要因は、徴収猶予の特例制度によるものでございます。また、今回の増額補正につきましては、第1回定例会時に徴収猶予の特例制度で減額補正したところでございますが、その後納付があり、増額補正するものでございます。内訳につきましては、決算見込みにより現年度課税分で2,864万2,000円、滞納繰越分274万4,000円を増額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

次に、項3軽自動車税、目1種別割でございますが、決算見込みにより現年度課税分で357万8,000円を増額いたしまして、環境性能割も含めた軽自動車税全体で5,713万8,000円とさせていただきます。

次に、項4町たばこ税につきましては、決算見込みにより279万円を増額して1億1,932万1,000円とさせていただきます。

次に、24ページをお願いいたします。24ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節1県税徴収補助金でございますが、決算見込みより123万9,000円を増額いたしまして、計2,073万9,000円とさせていただきます。

次に、26ページをお願いいたします。

款21諸収入、項1延滞金、加算金及び過料等、目1延滞金でございますが、決算見込みより105万4,000円を増額いたしまして、計305万4,000円とさせていただきます。

次に、33ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費は、先ほど歳入で説明しました県税徴収補助金を受け入れたことによる財源内訳の変更でございます。

次に、目2賦課徴收费、節22償還金、利子及び割引料125万9,000円の減額は、決算見込みにより減額させていただくものでございます。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 住民課の関係について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1斎場使用料の112万8,000円につきましては、実績見込みによる増額でございます。

項2手数料、目2衛生手数料、節3廃棄物処理手数料の692万9,000円の減額につきましても実績見込みによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節6保険基盤安定負担金の44万2,000円の増額につきましては、額の確定によるものでございます。

次のページでございます。

項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1循環型社会形成推進交付金728万1,000円の減額につきましては、説明欄記載の浄化槽設置整備事業が合併処理浄化槽設置に伴う補助金確定による減額と、新クリーンセンター建設事業の補助金の確定に伴う減額でございます。

次の22ページをお願いいたします。

項3委託金、目2民生費委託金、節2国民年金費事務委託金の82万2,000円につきましては、事務費交付金の確定による増額でございます。

次のページでございます。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節6保険基盤安定負担金の185万9,000円の増額につきましては、負担金の額の確定によるものでございます。節7後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の112万9,000円の減額につきましても額の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節9重度心身障害児者医療費補助金の349万6,000円の減額と、節10ひとり親家庭等医療費補助金の110万円の減額、そして節13乳幼児医療費補助金の172万6,000円の減額につきましても額の確定によるものでございます。

目3衛生費補助金、節1浄化槽設置整備事業費補助金の265万7,000円の減額につきましては、合併処理浄化槽設置に伴う補助金額の確定によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入の説明欄、上から6行目のリサイクル用金属等売払の129万2,000円につきましては、決算見込みによる減額でございます。

34ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の356万9,000円の減額につきましては、説明欄記載の国民健康保険事業費特別会計及び後期高齢者医療事業費特別会計への繰出金の減額で、保険基盤安定制度負担金の額の確定に伴い補正をさせていただいたものでございます。

目2国民年金事務費につきましては、交付金の増による財源内訳の変更でございます。

目8重度心身障害児者福祉医療費の694万8,000円の減額と、次のページの目9ひとり親家庭等福祉医療費の363万8,000円の減額は、医療費の確定によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目4子ども医療対策費の1,102万5,000円の減額につきましても医療費の確定による減額の補正でございます。

37ページでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金の1,616万円の減額につきましては、説明欄1行目の環境衛生施設一部事務組合の決算見込みに伴う本町負担額の変更による減額と、説明欄2行目、浄化槽設置整備事業補助金の申請件数の確定による減額で、2年度実績は36基でございます。

39ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1塵芥処理費、節1報酬の149万2,000円の減額につきましては、実績見込みによる減額でございます。節10需用費の458万7,000円の減額につきましては、電気使用料の決算見込みによる減額でございます。節11役務費の317万円の減額のうち通信運搬費につきましては、最終処分場までの焼却残渣、破碎ガラス等の運搬料の決算見込みによるもので、手数料につきましては粗大ごみ等の処分手数料、焼却残渣、破碎ガラス等の処分手数料、廃蛍光管、廃乾電池処分手数料などの決算見込みによるものでございます。

目2新クリーンセンター整備事業費、節12委託料、説明欄記載の1行目、新クリーンセンター建設発注支援業務委託につきましては、入札による減額でございます。

2行目の循環型社会形成推進地域計画策定業務委託につきましては、委託は行わず職員により策定を行いましたので全額不用となったものでございます。節22償還金、利子及び割引料の319万2,000円につきましては、前年度に交付されておりました発注支援業務委託に係る補助金の実績報告に伴う精算により返還したものでございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 水道課の関係について御説明させていただきます。

37ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7那智の郷污水处理費、補正前の額434万9,000円、補正額0円。節10需用費及び12委託料で不用額が出ましたので、次のページの節24積立金として57万8,000円を積み立てるものです。

目9水道費、補正前の額1億8,260万円、補正額2,490万円を減額し、計1億5,770万円とするものでございます。市野々配水施設整備事業費の確定により、水道事業会計出資金を減額するものでございます。

水道課の関係につきましては以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節4子どものための教育・保育給付費国庫負担金280万7,000円の減額は、説明欄記載の天満保育園、町外保育所、大野保育所に係る特例保育分の運営費実績見込みに伴う減額でございます。節5児童手当国庫負担金412万4,000円の減額は、児童手当の支給実績見込みに伴う減額でございます。



21ページをお願いいたします。

項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節1 地域生活支援事業費補助金687万円の減額は、障害児者等に対する地域での生活の支援を行う国庫補助金で、補助金額の確定によるものでございます。

目3 衛生費国庫補助金、節4 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金286万9,000円の減額は、ワクチン接種体制確保事業費の減額に伴う補助金の減額でございます。

23ページをお願いいたします。

款16 県支出金、項1 県負担金、目2 民生費負担金、節4 子どものための教育・保育給付費負担金319万円の減額、節5 児童手当負担金98万2,000円の減額は、国費と連動した県負担金の減額でございます。

34ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 老人福祉費、節19 扶助費513万4,000円の減額は、福祉乗車券助成、養護老人ホーム保護措置費の実績見込みによる減額でございます。節27 繰出金2,150万5,000円の減額は、介護保険事業費特別会計への繰出金でございます。介護給付費の実績見込みによる市町村の法定負担分及び事務関係経費などの確定による減額でございます。

目5 町民センター費、節10 需用費、説明欄記載の修繕料は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、十分な換気を行うことにより密閉空間を改善するため、網戸の設置及び張り替えを行ったものでございます。事業確定により不用額を減額するものでございます。

目7 障害者福祉費、節12 委託料358万円の減額は、説明欄記載の障害福祉計画策定支援業務委託のプロポーザル選考による委託料の減額、移動支援事業委託、地域活動支援センターⅢ型委託の利用実績減による事業委託額の減額でございます。節19 扶助費1,675万5,000円の減額は、説明欄記載の自立訓練費、児童発達支援費、居宅訪問型児童発達支援費、放課後等デイサービス費の実績見込みによる減額でございます。

35ページをお願いいたします。

目10 福祉健康センター費、節1 報酬2万7,000円及び節3 職員手当等5,000円の増額は、福祉健康センター運営に係る会計年度任用職員1名分の支給見込額計算誤りによる増額でございます。節10 需用費、説明欄記載の燃料費の減額は、機能回復訓練センターの燃料費の減額でございます。新型コロナウイルスの影響により開所日の数が減少したことによるものでございます。次の行、修繕料の減額は、網戸の設置及び張り替えを行ったものでございます。事業確定により不用額を減額するものでございます。節12 委託料45万円及び節14 工事請負費71万円の減額は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に対応するため、施設の除菌清掃及び抗菌加工改修工事を行ったものでございます。事業費確定により不用額を減額するものでございます。

36ページをお願いします。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、補正額249万3,000円の減額は、地方創

生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響で学生の方がアルバイトをできないなど経済的に困難な状況の中、国の施策の令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の対象外でございました高校2年生、3年生を養育している保護者の方には1万円、大学生等を養育している方には3万円を支給したものでございます。事業実績により節11役務費及び節18負担金、補助及び交付金とも減額でございます。

目2児童措置費、節1報酬2,031万8,000円、節3職員手当等341万9,000円、節4共済費417万6,000円、節8旅費106万2,000円の減額は、説明欄記載の会計年度任用職員に係る人件費及び職員超過勤務手当の実績見込みによる減額でございます。節10需用費256万9,000円の減額は、説明欄記載の給食材料費実績見込みによる減額でございます。節12委託料1,068万7,000円の減額につきましては、私立保育所運営委託料の実績見込み減によるものでございます。節19扶助費630万5,000円の減額は、児童手当の支給実績に伴う減額でございます。当初見込み人数に比べ、実績支給人数の減少によるものでございます。

37ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節1報酬196万1,000円の減額は、当初予算におきまして退職職員1名と短時間勤務職員1名の補充として2名分をお願いしていましたが、1名しか応募がなく専門職として適切な人材を確保できなかったことにより減額するものでございます。

目2予防費、節10需用費681万8,000円の減額のうち消耗品費につきましては、感染拡大防止に備え、発熱外来を想定しました防護体制の設備といたしまして防護服セットやマスクの購入を計上していましたが、発熱外来におきましては国の支援の下、各医療機関での実施となり、また防護服においては品薄状況であったことなどから購入数を減少しましたことにより減額となっております。次の印刷製本費及び節11役務費につきましては、住民全員へのワクチン接種に係る案内文書や接種券などの個別通知発送を準備するものでございましたが、令和2年度におきましては75歳以上の方への通知となりましたことから不用額が生じ減額するものでございます。節12委託料274万6,000円の減額は、説明欄記載の予防接種委託業務事業確定による減額でございます。

目5健康増進費、節12委託料732万6,000円、目6母子対策費、節12委託料322万6,000円の減額につきましては、説明欄記載の健診委託事業確定による減額でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 農林水産課の関係について御説明いたします。

18ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款13分担金及び負担金、項2負担金、目2農林水産業費負担金、節1水産業競争力強化緊急施設整備事業負担金36万7,000円の減額につきましては、事業費の確定による減額でございます。

19ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産使用料、節3那智駅交流センター使用料424万8,000円の減額につきましては、コロナ禍での休館等による入浴施設の実績による減額でございます。

24ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節2農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金17万2,000円の増額につきましては、補助対象事業費の増額によるものでございます。節3農業次世代人材投資資金交付金補助金150万円の減額につきましては、事業費の確定による減額でございます。節17水産業競争力強化緊急施設整備事業補助金89万6,000円の減額につきましては、事業費の確定による減額でございます。

27ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、節1雑入の説明欄、上から7行目の那智駅交流センター商品等販売料482万3,000円の減額につきましては、コロナ禍での休館等による商品等販売料の実績による減額でございます。その下、水産鮮度保持施設等維持協力金1,284万1,000円の増額につきましては、那智勝浦冷蔵株式会社の令和2年度収支見込みによる増額でございます。

40ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費につきましては、財源内訳の変更でございます。

目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金の150万円の減額につきましては、事業費の確定による減額でございます。説明欄記載、農業次世代人材投資資金交付金につきましては、当初2件分のうち新規に1件分を見込み予定しておりましたが、新規の申請者がございませんでしたので150万円減額させていただいております。

目5那智駅交流センター管理費、節10需用費202万3,000円の減額につきましては、コロナ禍での休館等による消耗品費及びボイラー等燃料費の実績による減額でございます。

項2林業費、目2林業振興費、節12委託料、地域おこし協力隊業務委託98万8,000円の減額につきましては、新規採用者が緊急事態宣言により東京方面から本町への移動を見合わせ、業務開始を延期いたしましたので減額させていただいております。集落支援員業務委託165万6,000円の減額につきましては、令和2年8月より地域おこし協力隊から集落支援員への変更予定者が業務を辞退いたしましたので減額させていただいております。節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載、紀州材需要拡大事業補助金126万7,000円の減額につきましては、事業費の確定による減額でございます。令和2年度実績といたしまして9件の申請がございました。

目3森林環境整備費、節12委託料470万9,000円の減額につきましては、森林経営管理意向調査実施業務委託費の額の確定に伴う減額でございます。節24積立金470万9,000円の増額につきましては、委託料の残額を基金に積立てするものでございます。

41ページをお願いいたします。

項3水産業費、目1水産業総務費、節14工事請負費145万円の減額につきましては、説明欄記載、那智漁港街灯設置工事費の額の確定による減額でございます。

目2水産振興費、節18負担金、補助及び交付金の水産振興会補助金180万円と、水産振興対策事業補助金93万4,000円の減額につきましては、コロナ禍でのいせえび祭り中止に伴う減額でございます。節27繰出金320万円の減額につきましては、説明欄記載、勝浦地方卸売市場事業費特別会計への繰出金でございます。

目3水産業競争力強化緊急施設整備事業費、節14工事請負費162万9,000円の減額につきましては、説明欄記載、増殖場整備工事費の額の確定による減額でございます。

52ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費につきましては、財源内訳の変更でございます。

農林水産課の関係は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目5商工使用料、節1体育文化会館使用料621万8,000円の減額につきましては、利用実績による減額でございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節12委託料244万8,000円の減額は、集落支援員業務委託料の実績見込みによる減額でございます。節18負担金、補助及び交付金300万円の減額につきましては、花火大会中止に伴う減額でございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節10需用費13万1,000円から節11役務費7万4,000円、節12委託料6万2,000円の減額は、まちなか商品券事業に係るもので実績による減額でございます。続いて、節18負担金、補助及び交付金の1,209万3,000円の減額につきましては、説明欄記載の3件の補助金額の確定に伴うものでございます。商工振興事業補助金200万円の減額につきましては、商工祭、南の国の雪まつりを開催できなかったことによるものでございます。新型コロナウイルス関連緊急経済対策事業補助金は、まちなか商品券事業に係るもので額の確定により719万3,000円を減額してございます。事業継続支援事業補助金290万円の減額につきましても額の確定に伴うものでございます。

次の43ページをお願いいたします。

項2観光費、目1観光総務費、節18負担金、補助及び交付金の2,406万円の減額につきましては、説明欄記載の4件の補助金額の確定に伴うものでございます。町観光協会補助金196万

4,000円の減額につきましては、協会会計の精算によるものでございます。やる気観光地魅力アップ協働事業補助金では230万4,000円を減額してございます。那智勝浦町版DMO補助金につきましては1,769万2,000円を減額してございます。主な要因といたしまして、人件費が低減されたことや、コロナウイルス感染症の影響によりプロモーションや卓球大会、まぐろ祭りなどの地域振興事業が実施できなかったことが挙げられます。地域おこし企業人派遣費用負担金210万円の減額につきましては、実績による減額でございます。

次に、目2観光振興費、節8旅費220万2,000円の減額につきましては、実績による減額でございます。節12委託料、観光おもてなし事業委託は、南紀勝浦温泉旅館組合に委託し実施したもので、実績による減額でございます。節14工事請負費200万円の減額につきましては、市野々地区公衆便所建築工事に係る事業費の確定に伴うものでございます。節18負担金、補助及び交付金214万6,000円の減額につきましては、説明欄記載の3件のコロナウイルス関連緊急経済対策事業の事業費の確定に伴うものでございます。観光事業者等支援事業補助金では184万円の減額となっております。8,000円分の宿泊お食事券を3,000円で販売したもので、額の確定による減額でございます。観光業関係従業者研修事業補助金では5万円を、まぐろ・くじら満喫体験フェスタ事業補助金では25万6,000円を事業費の確定に伴い減額してございます。

続きまして、目4体育文化会館費につきましては、使用料の減額に伴う財源内訳の変更でございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目6まちづくり応援基金費184万4,000円の増額補正をしてございます。本基金は、ふるさと納税で頂いた寄附金から、返礼品やその送料などの経費を除いたものを積み立てておりますが、経費が見込みより下がったことにより基金へ積み立てる金額が増加したものでございます。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目6土木使用料、節4建設残土処理場使用料、補正額325万8,000円の減額につきましては、国の直轄砂防事業及び和歌山県と本町によります災害復旧事業に伴う搬入土量の減によるものでございます。

21ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節2空き家対策総合支援事業補助金、補正額50万円につきましては、説明欄記載、不良空家除去事業の補助率見直しによる増額でございます。

32ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目9地籍調査費、補正額211万9,000円の減額につきましては、節12委託料、説明欄記載の地籍調査測量業務委託費の確定による減額でございます。

43ページをお願いいたします。

款6商工費、項2観光費、目3公園費、補正額9万9,000円の減額につきましては、節14工事請負費、説明欄記載、ニュータウン公園手洗い場設置工事費の額の確定による減額でございます。

44ページをお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額330万7,000円減額させていただきました。内訳としまして、節8旅費100万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため県内外で開催されます各種協議会の総会並びに大会の相次ぐ中止と、その会議や国、県との事務打合せがウェブで行われたこと、そして数日間に及ぶ宿泊を伴う国交省主催の橋梁点検講習会等への参加を見合わせたことで、出張回数が例年に比べ大幅に減ったことによるものでございます。続きまして、節12委託料230万円の減額につきましては、串本太地道路事業地の市屋、下里地区の地籍調査大規模筆界未定地について、境界確認不調のため筆界未定解消作業が実施できなかったことによるものでございます。なお、同じく地籍調査による八尺鏡野、浦神地区の筆界未定箇所につきましては筆界未定解消作業を完了させていただいております。

次に、目2大谷地区残土処理場整備事業費、節10需用費、補正額119万9,000円の減額につきましては、土砂搬入量の減により整地作業量減少に伴う大型掘削機械油圧ショベルの部品交換代及び燃料代等機械経費の減によるものでございます。

44ページ下段、項2道路橋梁費の目2道路新設改良費、そして45ページ上段の項3河川費の目2河川改良費につきましては、説明欄記載のとおり財源内訳の変更のみで補正前の額に変更はございません。

45ページ中段をお願いいたします。

項5都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料、補正額339万4,000円の減額につきましては、説明欄記載、都市計画マスタープラン及び復興計画事前策定業務1年目委託費の確定見込みによるものでございます。

続きまして、目2下水道事業費、補正額235万5,000円の減額につきましては、説明欄記載、下水道事業費特別会計繰出金の額の確定によるものでございます。

45ページ下段の項6住宅費、目1住宅管理費につきましても、説明欄記載のとおり財源内訳の変更のみで補正前の額に変更はございません。

52ページ下段をお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費、節14工事請負費、補正額146万円の減額につきましては、平成30年9月29、30日の前線と台風24号により集中豪雨で発生しました、説明欄記載、県管理河川二河川を横断する町道二河5号線災害箇所におきまして、国の災害査定の結果、和歌山県の二河川河川災害復旧事業が町道構造物の一部も護岸復旧箇所として採択されたことにより、町道災害復旧事業で施工する必要がなく

なったことによるものでございます。

建設課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防関係について御説明申し上げます。

27ページをお願いします。

歳入でございます。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入、説明欄9行目記載の消防団員公務災害補償共済、補正額733万3,000円につきましては、補償共済額確定に伴う減額でございます。

46ページをお願いします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節3職員手当等、補正額212万4,000円につきましては、超勤手当の実績見込みによる減額でございます。節8旅費、補正額124万2,000円につきましては、支払い額確定に伴う減額でございます。節10需用費、補正額33万円につきましては、新型コロナウイルス関連緊急対策事業における感染防止整備の事業費見込みによる減額でございます。

目2非常備消防費、節1報酬、補正額728万6,000円につきましては、消防団員の年報酬及び出動手当の支払い額確定に伴う減額でございます。節5災害補償費、補正額98万6,000円につきましては、説明欄記載の補償費の支払い事象がなかったことから全額を減額するものでございます。節7報償費、補正額636万1,000円につきましては、説明欄記載の消防団員退職報償金等の支払い額確定に伴う減額でございます。

目3消防施設費、節17備品購入費、補正額303万5,000円につきましては、新型コロナウイルス関連緊急対策事業における高規格救急自動車両事業費見込みによる減額でございます。

目4消防・防災センター整備事業費につきましては、起債対象外である調整池、訓練塔等の部材がオリンピック等の大型事業の影響で高騰したことや、掘削結果により土質の弱い部分の改良が必要であったことから、当初見込みより施工額が増額したため、財源の内訳を変更したものでございます。

消防本部の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明いたします。

25ページをお願いします。

歳入です。

款16県支出金、項2県補助金、目7教育費補助金、節11和歌山県聖火リレー支援交付金19万4,000円は、東京2020オリンピック聖火リレーの実施に係るもので、令和2年度の執行分でございます。

27ページをお願いいたします。

款21諸収入、目1雑入のうち、教育委員会の関係は説明欄の下から2つでございます。中学

校給食費につきましては、給食の開始が7月下旬となったこと及び夏季休業を短縮して授業を実施した間は給食費を無償としたことによりまして、給食費を頂くことになったのが9月からとなったことなどにより1,226万1,000円減額するものです。次の和歌山県聖火リレー支援交付金（過年度分）につきましては先ほどの県出資金と同じもので令和元年度執行分に係るものでございます。

48ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育諸費、補正額347万8,000円の減額で、会計年度任用職員の勤務実績により報酬及び共済費を減額するものです。

49ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、補正額1,115万2,000円の減額でございます。内訳として、節1報酬300万円の減額につきましては、用務員や給食調理員など会計年度任用職員の勤務実績によるものです。節10需用費196万2,000円の減額は、説明欄記載の消耗品費の実績によるものです。節12委託料199万7,000円の減額は、G I G Aスクール機器の導入に伴うもので、実績により減額するものです。節13使用料及び賃借料419万3,000円の減額は、説明欄記載の教職員用パソコン借上料で、リース満了に伴い1年間借換えを見送ったことによる減額でございます。

目2教育振興費559万円の減額は、内訳として節18負担金、補助及び交付金288万2,000円の減額、節19扶助費270万8,000円の減額で、それぞれ学校給食費助成事業補助金はじめ3件の補助金及び就学援助費の実績に伴う減額でございます。

50ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費321万4,000円の減額です。内訳として、節1報酬228万3,000円の減額は、特別支援教育支援員や用務員など会計年度任用職員の勤務実績によるものです。節12委託料93万1,000円の減額は、G I G Aスクール機器の導入に伴うもので、実績により減額するものです。

目2教育振興費1,600万7,000円の減額です。内訳として、節13使用料及び賃借料489万5,000円の減額は、教育用コンピューター借上料で、リース満了に伴い1年間借換えを見送ったことによる減額です。節18負担金、補助及び交付金511万7,000円の減額は、説明欄記載の2件の補助金の実績により減額するものでございます。節19扶助費599万5,000円の減額は、就学援助費の実績に伴う減額です。

目3給食管理費1,103万7,000円の減額は、内訳として節1報酬123万7,000円の減額、節10需用費830万円の減額、節12委託料150万円の減額で、それぞれ給食調理員の勤務実績や光熱水費、給食材料費、給食輸送委託の実績によるものです。

51ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費135万9,000円の減額は、委託料で地域ふれあいネットワーク事業運営委託の実績によるものです。



目2 公民館費689万5,000円の減額は、天満公民館の建て替えにおいて家屋調査業務委託、地質調査業務委託、設計監理業務委託でそれぞれ実績により減額するものでございます。

目5 図書館運営費につきましては財源内訳の変更です。

目6 青少年健全育成費73万円の減額につきましては、成人式記念品をお渡しした実績により減額するものでございます。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費536万円の減額です。内訳として、節12委託料でオリンピック聖火リレーが翌年度に延期されたことにより336万円の減額、節18負担金、補助及び交付金で新宮・那智勝浦天空ハーフマラソン大会が中止されたことにより200万円の減額でございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 議会事務局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 議会費の関係です。

30ページをお願いします。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費、節8 旅費、補正額は230万円の減額です。新型コロナウイルス感染症の蔓延により、昨年度予定しておりました上松町訪問と行政視察の延期、各種会議が書面決議に変わったことによる出張の中止が減額の主な理由です。

議会費の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（荒尾典男君） 休憩します。再開11時20分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時11分 休憩

11時21分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

質疑を行います。

3 番曾根君。

○3 番（曾根和仁君） 一つ、一点お尋ねしますが、27ページのところで農水のところなんですけど、水産鮮度維持施設の協力金で1,200万円ほどがこちら一般会計のほうへ戻ってくるということで、当初こういう約束事になっていたからこういうふうになってるんだと思うんですが、今現在の冷蔵庫の状況ですとか、今後の、またいろいろなことが考えられる中、これを一部を冷蔵会社のほうにプールして、またその必要なことに使っていくようなやり方っていう、独立採算で努力してやっていくっていうようなね、そういうやり方を今後検討するのも一つの方法かなと思うんですが、その辺今どういうふうを考えているのか見解を聞きます。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） お答えします。

今年、現実的に冷蔵庫自体が容量が足りない状態になってきたんで、今後、その冷蔵庫の、今現在は冷蔵庫の、今、旧冷蔵庫自体の改造等はできないかって形で今概算の見積りを業者の

ほうに依頼しています。当面は、コンテナ等で直接輸送にしなければならないかなとは考えております。

また、収支見込みの68%で、使用料的な形でうちは赤字のときはもらってないんですけども、黒字になったときには使用料としての扱いとなっております。今後は使用料の適切な金額を算出しましてやっていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） ちょっと急な質問だったんで答えにくかったのかなと思いますけど、今後、私言うたようなことを委員会のほうでも、また他の委員の意見も聞いて、いい方向を考えていただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 一点だけお伺いしたいんですけども、この専決の補正予算ということで、12ページには地方債を事業費が確定したということで、地方債を大きく減額してます。一方、一般財源も1億5,300万円と減額になってますけども、補正が4億8,000万円の減額ですので結局この一般財源が増えたような形になります。

それで、ちょっと気になったのが、その消防の消防・防災センターですね、そちらのほうで、この緊防債が、ちょっと説明いただいてたんですけど、緊防債が対象外で、調整池とか地盤改良とかの説明を受けたんですけども、ちょっと訓練塔とかの資材の値上がりがあったみたいな話も聞いたんですが、そこらあたりちょっと分かりにくいんですけども、もう一度確認のために、金額も大きいですから説明をお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 消防・防災センターの造成工事に関しまして、一般財源のほうに財源を振り替えた額がかなり出ております。理由といたしましては、平成31年1月から駿田山の地形測量を実施いたしまして、令和元年当初の予算でいただきました造成などの設計業務を基本設計の基となる地形測量のデータや、平面図などの資料が整いました令和2年5月に発注し事業を進めてまいりました。

なお、令和元年度の設計業務中に国の緊急防災・減災事業債が令和2年度まで延長されたことを受けまして消防移転工事を令和2年度中に着手することが前提条件となりまして、令和2年度の工事予算の計上を行わなければならない時期において、詳細設計が途中の段階でございましたので予備設計の資料にある数量計算書並びに概算工事費を参考に各種各工事の工種を予算計上させていただいた経緯がございます。本来であれば詳細設計を基に実施設計を行って工事費の計上を行うべきところございまして、結果、現場内での追加工種や工法変更等が生じてまいりました。

今後このような変更等が生じないように注意して業務に当たりますので、何とぞ御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第3号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第4号 専決処分（令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第6、報告第4号専決処分（令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 報告第4号専決処分（令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和3年3月31日に専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,072万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,681万6,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、歳出において一般被保険者療養給付費などの費用の確定による減額補正と、歳入におきましては費用の確定等に伴う国県支出金の特定財源の補正、また国保税の決算見込みによる補正と補助金確定等に係る一般会計繰入金金の補正などを行うものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款1の国民健康保険税から款9諸収入まで、歳入合計で補正前の額22億4,754万1,000円から

1,072万5,000円を減額し、22億3,681万6,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費から款5保健事業費まで、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入及び6ページの歳出、それぞれ補正額は1,072万5,000円の減額でございます。

6ページの歳出の補正額の財源内訳は、国県支出金が801万9,000円の減額、その他特定財源59万8,000円の増額、一般財源が330万4,000円の減額となっております。

7ページをお願いいたします。

2歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年度課税分の269万7,000円の増額につきましては、医療給付費分から介護納付金分まで決算見込みにより補正するものでございます。節2滞納繰越分の135万3,000円の増額につきましては、徴収実績による補正でございます。

款4国庫支出金、項1国庫補助金、目6災害等臨時特例補助金18万3,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る減免の補助金で額の確定によるものでございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金の補正額435万8,000円の減額につきましては、交付決定額の確定によるものでございます。節1普通交付金の325万円の減額につきましては、療養給付費の減額に伴うもので、節2特別交付金110万8,000円の減額につきましては、説明欄記載の項目について額の確定に伴う減額でございます。

目2財政対策補助金の補正額76万円の増額につきましては、重度心身障害者医療の実施による保険者負担額の増加に伴う補助金で金額の確定によるものでございます。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金の補正額1万9,000円につきましては、説明欄記載の基金利子でございます。

9ページをお願いいたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金の補正額306万8,000円の増額につきましては、一般会計で受け入れる保険基盤安定負担金の額の確定による補正でございます。節2その他一般会計繰入金につきましては、説明欄記載の人件費から法定外繰入れまで、それぞれの区分の決算見込額に基づく補正でございます。

項2基金繰入金、目1基金繰入金の2,705万7,000円の減額につきましては、決算見込みの歳入歳出調整額として計上したものでございます。本年度の取崩しにつきましては500万円の予算上は見込みとなっております。

10ページをお願いいたします。

款8繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。

款9諸収入、項1延滞金、加算金及び過料等、目1延滞金につきましては、徴収実績によるものでございます。

項3雑入、目1雑入の475万円につきましては、第三者行為に係る徴収金の確定と2月診療分の精算に係る国保連合会からの返還金でございます。

次のページをお願いいたします。

3歳出でございます。

款1総務費、項2徴税費、目1賦課徴収費、節1報酬の4,000円につきましては、実績によるものでございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、補正額174万8,000円の増額、目2退職被保険者等療養給付費の補正額100万円の減額、目3一般被保険者療養費の補正額115万9,000円の減額、目4退職被保険者等療養費の補正額10万円の減額及び目5審査手数料39万3,000円の減額につきましては、保険者負担分の確定により補正をさせていただいております。

12ページをお願いいたします。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費の補正額165万8,000円の増額及び目2退職被保険者等高額療養費の補正額64万6,000円の増額につきましては、実績見込みによるものでございます。

項3出産育児諸費、目1出産育児一時金の補正額336万円の減額につきましても、費用の実績見込みによるものでございます。本年度の対象件数は6件でございました。

次のページをお願いいたします。

項4葬祭諸費、目1葬祭費の15万円の減額につきましても、実績見込みによるものでございます。本年度の対象件数は26件でございます。

項6傷病手当金、目1傷病手当金につきましては、本年度対象者がおりませんでしたので、1,000円を残して減額をしております。

款5保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費の補正額510万円の減額につきましては、説明欄記載の2件の委託費の実績見込みによるものでございます。健診委託につきましては、町内医療機関での個別健診と健診車による集団健診に係る健診委託費用で、受診者数は1,245名でございます。特定健診受診率向上業務委託につきましては、本町の特定健康診査受診率向上に向け、専門業者に受診勧奨を委託したものでございます。

次のページをお願いいたします。

項2保健事業費、目1保健事業費の補正額128万9,000円の減額につきましては、30歳代を対象とした内科検診や希望者を対象とした脳ドックの委託を実施したもので、実績見込みによる補正でございます。

15ページ以降は補正予算給与費明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第4号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第5号 専決処分（令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正  
予算（第4号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第7、報告第5号専決処分（令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 報告第5号専決処分（令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和3年3月31日に専決処分をいたしてございます。

次のページをお願いいたします。

令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第4号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ711万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,815万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、歳出においては後期高齢者広域連合納付金額の確定による減額補正を行い、また歳入においては後期高齢者医療保険料の決算見込みによる補正と、歳入歳出予算額の調整による一般会計繰入金の補正を行うものでございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料と款3 繰入金の補正で、歳入合計で補正前の額5億2,526万

8,000円から補正額711万6,000円を減額し、5億1,815万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の後期高齢者医療広域連合納付金で711万6,000円を減額し、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入及び5ページの歳出それぞれ補正額は711万6,000円の減額でございます。

5ページ、歳出の補正額の財源内訳は一般財源となっております。

6ページをお願いいたします。

2歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、補正額477万8,000円の減額につきましては、決算見込みにより補正するものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額233万8,000円の減額につきましては、一般会計において受け入れる後期高齢者医療保険基盤安定負担金と、歳出において決算見込みに基づく補正を行ったことによる財源調整を行ったものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金の補正額711万6,000円の減額につきましては、納付金額の確定により減額するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第5号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第6号 専決処分（令和2年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第2号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第8、報告第6号専決処分（令和2年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第2号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 報告第6号専決処分（令和2年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第2号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和3年3月31日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いします。

令和2年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ235万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,133万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、2ページの歳入、3ページの歳出ともに235万5,000円を減額するものでございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入でございます。

款4繰入金、補正前の額4,116万2,000円、補正額235万5,000円を減額し、計3,880万7,000円、歳入合計で計4,133万9,000円とするものでございます。

5ページをお願いします。

歳出です。

款1総務費、歳出合計で、補正前の額、補正額、計は歳入と同額でございます。

6ページをお願いします。

2歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正前の額4,116万2,000円より補正額235万5,000円を減額し、計3,880万7,000円とするものでございます。

7ページをお願いします。

3歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10需用費より235万5,000円を減額するものでございます。減額理由といたしましては、修繕費の減額によるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。



○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第6号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 報告第7号 専決処分（令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算  
（第4号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第9、報告第7号専決処分（令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 報告第7号について御説明申し上げます。

報告第7号専決処分（令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけています。

専決処分書のとおり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決処分を行いました。

次の1ページをお願いいたします。

令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,412万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,176万1,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、歳入では調整交付金の確定による増額、介護給付費の減額による国庫支出金等の特定財源及び町法定負担分である一般会計繰入金金の減額、またその他一般会計繰入金金の減額でございます。

歳出では、主に保険給付費等の給付実績による減額補正と、それに伴う準備基金への積立金

の増額でございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款3国庫支出金から款7繰入金まで、歳入合計、補正前の額21億3,588万1,000円、補正額5,412万円の減額、計20億8,176万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款2保険給付費から款4基金積立金の歳出合計は、補正前の額、補正額、合計額とも歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括では、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正額5,412万円の減額でございます。

5ページの歳出、補正額の財源内訳は、国庫支出金が330万円の減額、その他2,510万円の減額、一般財源が2,572万円の減額となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1介護給付費負担金は、保険給付費の国の法定の負担分でございます。補正額1,000万円の減額は、介護給付費実績見込みに伴うものでございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金は、介護保険財政の市町村間の調整を行うため交付されるものでございます。調整交付金額確定により1,090万円の増額でございます。

目2地域支援事業交付金、節1地域支援事業交付金（総合事業）は、介護予防・日常生活支援総合事業費に係る国の法定負担分及び総合事業に係る調整交付金を見込み計上しているものでございます。実績により210万円の増額となっております。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、国費と同様、介護給付費実績見込みに伴い減額するものでございます。

7ページをお願いします。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金につきましても、介護給付費実績見込みに伴い減額するものでございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1介護給付費繰入金、節2地域支援事業繰入金（総合事業）、節3地域支援事業繰入金（総合事業以外）の減額は、給付実績に伴い町の負担分を減額するものでございます。節4低所得者保険料軽減繰入金97万円の減額は、一般会計で受け入れました低所得者保険料の減額分、国、県、町の負担分でございます。実績により減額でございます。節5その他一般会計繰入金525万5,000円の減額は、一般管理費、賦課徴収費、認定調査費に係る事務関係経費の実績により減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金421万5,000円の減額は、当初介護給付費準備基金の取崩しを予定してございましたが、給付費の実績により減額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は、要介護1から5の方が施設や居宅で受ける介護サービス費に係る給付費でございます。

目1居宅介護サービス給付費700万円、目2地域密着型介護サービス給付費3,625万円、目3施設介護サービス給付費1,900万円の減額は、給付費の実績見込みにより減額するものでございます。

目5居宅介護住宅改修費11万円、目6居宅介護サービス計画給付費140万円の増額につきましては、実績見込みにより増額するものでございます。

10ページ、お願いいたします。

項2介護予防サービス等諸費は、要支援1から2の方の訪問介護や介護通所リハビリ、福祉用具などの購入費に係るものでございます。

目1介護予防サービス給付費160万円の増額、目2地域密着型介護予防サービス給付費590万円の減額は、給付費実績見込みによるものでございます。

目4介護予防住宅改修費108万円の減額、目5介護予防サービス計画給付費10万円の増額につきましても、実績見込みによるものでございます。

項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費は、実績見込みにより180万円増額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

項6特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は、低所得者の方の食費、居住費の利用者負担を所得に応じて一定額といたしまして負担を図るものでございます。実績により700万円減額するものでございます。

款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1から2の方や基本チェックリストにより生活機能が低下していると判断された方が対象となるものでございます。実績見込みにより880万円の減額でございます。

12ページをお願いいたします。

項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費は、地域支援事業交付金の増額による財源内訳の変更でございます。

項3包括的支援等事業・任意事業費、目1地域包括支援センター事業費、節18負担金、補助及び交付金1,010万円の減額は、包括支援センター出向職員1名減員により減額するものでございます。

項4 その他諸費、目1 審査支払手数料は、地域支援事業交付金の増額による財源内訳の変更でございます。

13ページをお願いいたします。

款4 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金、節24積立金3,600万円の増額は、介護給付実績が想定より少なく収まったことなどにより生じた余剰金を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第7号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 報告第8号 専決処分（令和2年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第10、報告第8号専決処分（令和2年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 報告第8号専決処分（令和2年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分をつけさせていただいております。

令和3年3月31日、専決処分をいたしてございます。

次のページをお願いいたします。

令和2年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,099万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,056万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款1使用料及び手数料から款5繰入金まで、歳入合計、補正前の額8,155万4,000円に補正額1,099万2,000円を減額し、計で7,056万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費で、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額とも歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、市場事業で、補正前の限度額3,000万円から320万円減額し、補正後の限度額を2,680万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入、6ページの歳出、それぞれ補正額は1,099万2,000円の減額でございます。

6ページの歳出の補正額の財源内訳は、地方債で320万円の減額、その他779万2,000円の減額となっております。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料、節1市場施設使用料459万2,000円の減額につきましては、3月末までの水揚げ高を49億7,334万8,000円と見込み、この0.3%の手数料と事務所の使用料を合計し1,610万8,000円の見込みとしてございます。

款4町債、項1町債、目2市場事業債、節1市場事業債320万円の減額につきましては、第1売場改修事業費の確定による減額でございます。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金320万円の減額につきましても、第1売場改修事業費の確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節14工事請負費630万9,000円の減額につきましては、第1売場改修工事費の額の確定に伴う減額でございます。節24積立金につきましては、歳入見込額から算出したしまして468万3,000円を減額し、1,004万9,000円とするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第8号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 報告第9号 専決処分（令和2年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号））した事件の承認について

○議長（荒尾典男君） 日程第11、報告第9号専決処分（令和2年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 報告第9号専決処分（令和2年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書をつけさせていただいております。

令和3年3月31日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いします。

令和2年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和2年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条、令和2年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益、既決予定額4億6,440万円に補正予定額2,270万円を追加し、計4億8,710万円とするものでございます。

第2項営業外収益、既決予定額4,546万1,000円に補正予定額2,270万円を追加し、計6,816万

1,000円とするものでございます。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額5億592万5,000円から補正予定額507万円を減額し、計5億85万5,000円とするものでございます。

第2項営業外費用、既決予定額4,986万3,000円に補正予定額507万円を減額し、計4,479万3,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額4億9,570万円に補正予定額5,200万円を減額し、計4億4,370万円にするものでございます。

第1項企業債、既決予定額3億710万円に補正予定額2,710万円を減額し、計2億8,000万円にするものでございます。

第3項出資金、既決予定額1億8,260万円に補正予定額2,490万円を減額し、計1億5,770万円とするものでございます。

支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額6億6,988万1,000円に補正予定額5,200万円を減額し、計6億1,788万1,000円とするものでございます。

第1項建設改良費5億102万5,000円に補正予定額5,200万円を減額し、計4億4,902万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

配水施設整備事業及び浄水施設整備事業で、補正前の限度額3億710万円を補正後2億8,000万円とするものでございます。

3ページをお願いします。

予算に関する説明書実施計画となっております。説明につきましては、4ページの実施計画明細書で御説明させていただきます。

4ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入でございます。

款1水道事業収益、項2営業外収益、目4消費税及び地方消費税還付金、節1消費税及び地方消費税還付金、既決予定額0円に対し、2,270万円の補正をお願いするものでございます。

支出でございます。

款1水道事業費用、項2営業外費用、目2消費税及び地方消費税、節1消費税及び地方消費税、既決予定額507万円に対し、507万円の減額補正をお願いするものでございます。

消費税におきまして、資本的支出、配水施設整備費による仮払消費税が多く発生し、仮受消費税を上回ったため還付金が発生したものでございます。

5 ページをお願いします。

資本的収入及び支出、収入でございます。

款1 資本的収入、項1 企業債、目1 企業債、節1 企業債、既決予定額3億710万円に対し、補正予定額2,710万円を減額し、計2億8,000万円とするものでございます。

款1 資本的収入、項3 出資金、目1 出資金、節1 出資金、既決予定額1億8,260万円に対し、補正予定額2,490万円を減額し、計1億5,770万円とするものでございます。

支出でございます。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目2 配水施設整備費、節2 工事請負費、既決予定額4億9,292万5,000円に対し、補正予定額5,200万円を減額し、計4億4,092万5,000円とするものでございます。市野々配水池築造工事費の確定により、資本的収入の企業債及び出資金、資本的支出の配水施設整備費をそれぞれ減額するものでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第9号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時13分 休憩

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 報告第10号 令和2年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について



○議長（荒尾典男君） 日程第12、報告第10号令和2年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 報告第10号令和2年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和2年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

こちらにつきましては、令和2年度予算に計上している事業のうち、令和3年度に繰越明許させていただきました事業に係るもので、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額とその財源内訳を記載してございます。

款4衛生費の新クリーンセンター建設用地造成事業から款10災害復旧費の町単独農林水産施設災害復旧事業までの17件の事業で、合計金額15億2,941万8,000円、うち翌年度繰越額は14億5,038万4,000円で、財源内訳は、既収入特定財源が0円、未収入特定財源は国県支出金8,337万2,000円、地方債11億6,000万円、その他5,600万円で、一般財源は1億5,101万2,000円となっております。

以上、地方自治法施行令の規定により議会へ報告するものでございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第10号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第11号 令和2年度那智勝浦町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

○議長（荒尾典男君） 日程第13、報告第11号令和2年度那智勝浦町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 報告第11号令和2年度那智勝浦町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和2年度那智勝浦町一般会計予算事故繰越し繰越計算書でございます。

こちらにつきましては、令和2年度に繰越明許させていただきました事業のうち、さらに令和3年度に事故繰越した事業に係るもので、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額とその財源内訳、説明欄、事故繰越に至った理由を記載しております。

款10災害復旧費の小金島漁港災害復旧事業、翌年度繰越額は2,924万円で、財源内訳は、未収入特定財源のうち、国県支出金1,400万円、地方債690万円と一般財源834万円となっております。

以上、地方自治法施行令の規定により議会へ報告するものでございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第11号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 発議第3号 那智勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第14、発議第3号那智勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

局長に発議第3号を朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 発議第3号那智勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例について朗読いたします。

議長宛て、提出者は議会運営委員長です。

提案理由は、国並びに地方において押印の見直しが進められている中、行政事務の効率化のためでございます。

2枚目が改正条文となっております。

3枚目の新旧対照表をお願いいたします。

左側の改正後、第26条を「委員長は職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない」とするものでございます。右側改正前の下線部「、これに署名又は記名押印し」の部分を省くものです。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 提案理由の説明を求めます。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 提案理由を説明いたします。

現在、国並びに地方自治体において押印の見直しが進められています。那智勝浦町議会においても委員会条例に、先ほど局長説明のとおり、委員長が署名または記名押印という箇所があ

り、その必要性を議会運営委員会で検討した結果、省いても問題ないであろうという結果となりましたので、今回改正の条例を提案させていただきました。議員の皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第3号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第42号 那智勝浦町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第15、議案第42号那智勝浦町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を止めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第42号について御説明申し上げます。

〔議案第42号朗読〕

次のページをお願いいたします。

先ほどの発議第3号那智勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例と趣旨を同じくするところでございますが、現在国における新型コロナウイルス感染症拡大防止、行政デジタル化に向けた取組の一環として、全国的に押印の見直しの検討が進められており、本庁におきましても行政手続を簡素化し、住民の皆様の負担軽減及び行政サービスの効率的かつ効果的な提供に資するため、関係する条例について一括して所要の改正を行うため、本条例の制定をお願いするものでございます。

新旧対照表を御覧願います。

第1条では、印鑑の登録及び証明に関する条例について、登録証を亡失した際の届出に際

し、登録された印鑑の押印を廃止するものでございます。

第2条は、那智勝浦町固定資産評価審査委員会条例につきまして、審査申出に係る申出への押印の規定を削除し、併せて申出の様式ほか関係様式に係る押印欄等を削除するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3条につきましては、職員のサービスの宣誓に関する条例について、宣誓書の様式について押印欄を削除するものでございます。

第4条は、那智勝浦町火入れに関する条例について、申請書の押印欄を削除するものでございます。

なお、印鑑等に関係する手続、様式等につきましては、その多くが規則、要綱などで定めてございます。この条例改正を手始めとして見直しを進めていくものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第42号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第43号 那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第16、議案第43号那智勝浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第43号について御説明申し上げます。

〔議案第43号朗読〕

今回の改正につきましては、国の補助金、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金を財源として、病院職員に新型コロナウイルス感染症受入体制強化手当を支給するため必要な条文を定めるものであります。

新旧対照表を御覧ください。全て附則の改正となっております。

まず、附則第4項は、国の新型コロナウイルス感染症の定義が変更となったことから文言の修正を行うものです。

続いて、第6項から第8項が今回の改正により加えられた条文となっております。

附則第6項、新型コロナウイルス感染症受入体制強化手当の特例として、拡大する新型コロナウイルス感染症に対応する職員を確保することを目的として、本年4月1日から6月30日までの間、新型コロナウイルス感染症受入体制強化手当を支給すると定めるものです。

附則第7項は、前項の手当の額を職員が勤務した日一日につき5,000円以内と定めるものです。

また、附則第8項は、手当の支給方法等の詳細を規則に委任することを定めるものです。

なお、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定により、正職員同様会計年度任用職員にも当該手当を特別勤務報酬として支給できることを申し添えいたします。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものです。

今回の条例の改正理由や支給方法について別紙関係資料に記載しておりますので、そちらを御覧ください。

本年3月以降の新型コロナウイルス感染症の感染再拡大を受け、町立温泉病院におきましても和歌山県の要請により陽性患者受入れ病床を増床させております。それに伴い、国からの補助金、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金が交付されることとなりました。この補助金は、コロナ病床の確保及び対応する職員の確保や処遇改善を目的としており、補助限度額の3分の2以上を人件費に充てることとされております。このため、職員の処遇改善を目的に今回新たに当該手当を創設し、陽性や疑い患者に対する治療への関与、院内感染防止等の取組への貢献度合いにより定めた金額を支給する予定でございます。枠組みには今回交付される補助金の算定根拠を記載しております。

当院は、既存の受入れ病床1床に加え、新たに5床を追加しましたので、それぞれの基準単価を乗じた計4,200万円が交付される見込みです。そのうち3分の2、2,800万円以上を人件費に充てることとされております。

続いて、支給方法ですが、まず職員の職務内容により支給する手当の単価を決定し、その単価に4月から6月の勤務日数を乗じた金額を支給します。ただし、支給に当たってカウントする勤務日数の上限を40日といたします。正職員及び週4日以上勤務する会計年度任用職員については、おおむね満額となる40日分が支給される見込みです。

続いて、支給額の見込みです。手当の支給単価は2段階とし、職員区分1の上司の命により感染リスクの高い業務を行わなければならない職員については1日当たり5,000円を、また職員区分2のその他の職員については1日2,000円を支給します。区分1の職員については、入

退院や病棟でコロナ患者対応しなければならない医師、看護師等を想定しております。また、区分2の職員は、区分1の職員を除く院内で従事する職員全員を想定しております。1人当たりの支給額は、区分1の職員には最大で20万円、区分2の職員には最大で8万円が支給され、院内で従事する正規職員、会計年度職員199人に支給する手当の総額は、最大で2,071万2,000円となる見込みであります。今回の条例を御可決いただきましたら、7月分の給与に上乘せする形で支給することを想定しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願います。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第43号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第44号 那智勝浦町太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第17、議案第44号那智勝浦町太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第44号那智勝浦町太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例について御説明いたします。

この条例は、太陽光発電設備の設置における防災上の問題、環境面や景観面での悪影響について町民の不安が広がる中、知事の認可を必要としない50キロワット未満の太陽光発電事業について、事前協議、地元説明、事業の届出を義務化することで適正に事業管理を行っていくために必要な事項を定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1条では、設置目的を定めてございます。

第2条では、用語の意義について定めております。

第3条においては、適用範囲を50キロワット未満と規定してございます。

第4条では、町の責務について規定しております。

第5条では、事業者の責務として、関係法令を遵守し、環境保全及び周辺の景観との調和への配慮、近隣住民の生活環境への配慮を行い、災害防止に万全を期して、紛争被害が生じたときは事業実施者の責任において解決する旨、規定してございます。

第6条におきましては、太陽光発電事業を実施するときは事前に町に申し出て協議をしなければならないとしてございます。

この協議における添付書類といたしまして、計画平面などの図面、設備の破損等による災害の発生防止を講ずる措置の概要、振動、騒音、反射光による周辺環境の影響を防止するために講ずる措置の概要のほか、国の太陽光発電の環境配慮ガイドラインに対する実施計画などの提出を規則で定める予定にしております。

第7条では、事前協議終了後、第8条の事業計画の届出を行うまでに、近隣住民に対し十分な理解の得られるよう説明を行わなければならない旨を規定しております。

第8条では、工事を着する30日前までに、近隣住民への説明の実施状況を記録した書類を添えて町に届出をしなければならない旨を規定してございます。

第9条では、届出があったとき、第8条の第2項第1号から第4号の内容を公表することを規定してございます。

第10条では着手届の提出、第11条では完了報告書の提出について規定してございます。

第12条では、事業計画に変更が生じた際には、事前に町と協議をする旨を規定してございます。また、事業計画の変更の内容といたしまして、発電設備や排水設備などのほか、施設の管理者の変更についても協議しなければならない旨、規則で定める予定としてございます。

第13条は、廃止の届出について規定してございます。

第14条では、指導及び助言について規定しておりまして、適正な実施のため必要な指導及び助言を行うこととしてございます。

第15条では、報告聴取及び立入検査について規定しております。事業実施者に業務の状況を報告させ、また町職員による帳簿、書類、発電設備等の立入検査を行うこととしておりまして、その結果、国の太陽光発電の環境配慮ガイドラインを遵守していないなどの不備がある場合は、前条にあるとおり直ちに改善するよう必要な助言及び指導をしていくものでございます。

第16条では勧告及び公表、第17条では国及び県への情報提供について規定してございます。勧告に従わなかった場合は公表し、国及び県への情報を提供いたします。

第18条では、本条例に関し必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則第1項では、本条例は公布の日から施行し、また第2項では公布の日から30日以内に工事に着手する場合の経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 何点か質問させてください。

まず、最初に確認なんですが、さっき課長から説明がありましたように、この条例について既に県が50キロワット以上に関しては条例を結んでいますね。これはそれ以下っていうことで、この屋根に乗せるものは別として、今回この町の条例設置によって、ほぼそういう太陽光発電のに関しては対応できるということによろしいのかということと。

この名前だけ見ると、地域環境との調和ということ、どういうことかなという、分かりにくいんですけど、これはあくまでも住民の側というんですかね、やっぱり住環境の権利を保護するというような、太陽光発電を規制するというそういう性質の条例であるかっていうことの確認をした上で、確かにこれ条例を制定していただいたんで大きな前進なんですけど、こういう条例ってのはさらっと書いてあるのでなかなか住民に、本当にこの効力ってのがね、この条文をみただけでは分かりにくいので、もう少し詳しく説明をしていただきたいんですけど、例えばこの5条、5条が一番大事なのかなと思います。大事というんか基本だと思うんですけど、5条の中に、事業者がこの関係法令等遵守するってことがさらっと書いてありますけど、これも具体的に国のどういう法令またはガイドラインの、特にその中のまたどういう部分を遵守するかっていう、そこら辺をはっきりとをさせてほしい。多分その辺が規則なんかに書いてあるのかどうかって思いますが、だから国のどの関係法令の、もしくはガイドラインのどの部分を遵守っていうふうに求めているのかっていう、これもはっきりとさせていただきたいなと思います。

そして、もう一つ重要なのが、町との事前協議は当然として、この第7条のところですね。太陽光発電事業者が住民と協議をするということなんですけど、この条文のとおりこれがすんなりいったら全く問題はないわけで、それがうまくいかないから現在こういう問題になっているんですけど、この7条のところも、ここには事業者と近隣住民としか出てこないんですけど、これがなかなかすんなりと、テーブルにお互い着くことも難しいような場合もあるわけで、ここに町がどういうふうに関与するのか、全く関与、これだと全然町の姿が見えてこんので、ここを例えばさっき言った国の法令のどこを根拠に町が関与できるのか、するのかっていう、その辺のこの条例の運用に当たっての町の姿勢ですね、そこら辺もやっぱり説明をしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） お答えします。

まず、この条例を制定することによって、太陽光発電の設備に関して、屋根等ですね、そういったごく小さなもの以外については網羅できるのかということ、そのおっしゃるとおりでございます。これによって、50キロワット未満でなってますので、全てを網羅できると考えてございます。



そしてまた、この条例の制定によって、その設置について規制するものかどうかという問題でございますけども、基本的には先ほど申しましたとおり、この条例については自然環境、生活環境、そして町民の方々の生活環境、そしてまた景観を良好に保つというのが目的でございます。太陽光発電設備の設置自体を規制するものではございません。規制するのではなくて、この生活環境、景観等に十分配慮してやっていただきたいというような条例になってございます。

そして、第5条の関係でございます。関係法令等を遵守してということでございますが、こちらのほうは太陽光発電設備を設置する場所によっても変わってこようかと思えます。例えば、土地を開発するのであればそちらの土地の開発の法令でありますとか、いろいろなパターンが出てこようかと思えます。そして、規則のほうでは、先ほど申しましたとおり、国の太陽光発電の環境配慮ガイドライン、これについての実施方法を必ず添付してこちらについては十分守ってくださいというふうに規則のほうで定める予定になってございますので、基本はこちらのほうを守っていただくということになってこようかと思えます。

そして、第7条の近隣住民への説明ということでございますけども、こちらのほうは町に事前協議をしていただくときに、住民に十分説明できているかどうかという書類と一緒に添付することになってございまして、こちらのほうを見て、十分理解できていないようであれば、これは事業者に対して町のほうから十分理解できるようにもう一度説明してきてくださいというふうに指導をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） おおむねというんですか、説明、今の課長の説明、理解はできるんですが、もう少し具体的な、国の法令の特にここを事業者に守らせるんだっていうところをもうちょっとはっきりしていただくと、もっと住民も安心するんですけど。

これは私が調べた、調べたというほどでもないんですけど、かなり大方の人は知っていると思うんですが、資源エネルギー庁が出している太陽光発電の事業計画策定ガイドラインというのがあるんですね。かなりこういう太陽光発電についての規制というんですかね、今回の環境を配慮する条例をつくってる自治体は、具体的にこの資源エネルギー庁のこの事業計画策定ガイドライン、これを遵守しなさいっていうのを事業者に義務づける。ガイドラインなんで絶対的ではないですけど、でも重要ですね、ガイドライン。ガイドラインに書いてある中で、私これ読んで重要だと思ったのは、このガイドラインの中に、事業者が地元、地域住民との話し合いをするときに、自治体とも相談すると。自治体とも相談の上、事業の概要や、環境、景観への影響等について地域住民への説明会を開催するなどと言って、事業者に対して自治体と相談の上、事業者と協議しなさいっていうんですよ。だから、ガイドラインでそう言うてくれてあるんで、ある意味行政に多少お墨つきを、だから、事業者が仮に行政に全く相談せずに地域住民と話し合いをした場合、行政と、町としては、町に何も相談がないんだけど、やっぱり町にも相談してくださいよというのを逆に事業者に対して言うていける権利があると思うんですね。

だから、その辺をこの、そういう意味で私ちょっと質問したんですけど、だから、事業者と住民だけに任せるんじゃないなくて、事業者が自治体にも相談した上で住民と話をしてくれるんだったらいいけど、そうじゃないときはむしろ町のほうから事業者に対して、逆に町にも話を振ってくださいというふうに言っていける、もう積極的に関与していけるっていうことがこのガイドラインを読むとできるんです。むしろ、条例がなくてもできる、このガイドラインを読めば。それぐらいこのガイドラインというのも大事だっていうことなんで、こういうものをやったり事業者に対して守りなさいっていうのを、できたら規則に明記していただけると強いメッセージになるのかなというふうに思います。

何でこんなことを言うかというと、やはり住民のほう事業者と話し合うって、もう事業者は専門的な知識もあり、場合によったら弁護士なんかもついてるけども、地域住民っていうのはやっぱり高齢化が進んで、そういう専門的な知識を持った住民がないところだったらなかなか事業者と対等に話ができないということなんで、だから行政としては積極的に、住民の味方をしろというよりも、住民と事業者が公平に話し合えるかっていうのをはっきり、本当にサポートして、見てやってほしいと思いますので、その辺を重ねてお願いしたいということと。

あともう一点、ちょっと聞き忘れたところがあるんですが、廃止の規定のところがありましたね。13条、13条のところ、太陽光発電を廃止するときには届出をしなさいですか、撤去についてもきちっとしときなさいという、これについては、既にもう既設の施設ってありますね、町内でもう既に設置されている。それについても遡ってこれ当てはめていただけるのかなと。そういうことまでこの規則等でうたってくれてるのか、もう既に既設のものについては該当しないのかという、自治体によってはこの既設のものにもこういう規定が適用されますよっていうふううたっている自治体もありますので、それはどうなってるのかなということで、その2点お伺いします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、設置のためのガイドラインっていうのがございまして、そちらのほうで事前に関係の自治体のほうに聴取しなさいというふうにはなっております。

現に事業者さんは少なからず実施するときには、既存のものでも、現状で言いましたらうちの建設課の要綱のほうがありますので、そちらのほうに行って事情を聞きに来ているというような状況でございます。

そして、この条例を施行することにより、もう必ずそれプラス、事前協議をしなさいということなので、その事前協議の中で、議員おっしゃいましたとおりその地域住民に十分理解できるように指導もできますし、地域の内容とか、住民の状況とかというのも十分業者のほうには訴えられるのかなとは考えてございます。

そして、13条の廃止の部分でございますけども、こちらのほう経過措置の附則のほうに、条例の施行の日から30日以内に工事着手する太陽光発電事業については6条から8条まで及び12条の規定は適用しないとしてございまして、31日以内に工事着手するということはもう既に

始まっている事業と考えてございまして、この点については既存のものについても廃止についてはこの条例には当てはまると考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 分かりました。その辺抜かりのないようにお願いしたいんですが、これについてはまだ皆さん質問したい人がたくさんあると思うんで、あまり長くはあれんですが、どうしてもちょっと言いたいことが少しありまして、ちょっと総務課長や副町長にお願いしたい。

今回この太陽光のこの条例、新設っていうことで出てきたんですが、これ非常に住民生活にも関わる重要な条例で、こういうものがなかなかこの、いきなり上がってくると。だから、できたら本来でしたら直近の、例えば3月の委員会等でも町は今こういう条例の準備をしているというような情報があれば、我々としたらもっと時間もかけていろんな情報も集めて、その事前審査をするんじゃないかって、もっとよい条例をつくるっていう意味では、いろんな進んでいる条例等も自治体もあるんで、そういうのを担当課に意見を言ってということができたら、もっとよい条例ができるのかなという思いがあるので、もしそういう同じようなことがあったら、やはり議長とも相談して、それやったら担当課と担当の委員会で、臨時でも委員会を持ってちょっと話し合うとか、そんなこともあったらよかったのかなと思います。

例えばこの8条なんかは、町長に届け出るってなってますけど、これもう届け出るじゃなくて、町と協定書を交わしなさいぐらい言っても僕はええと思うんですね。実際そういうふうやってる自治体もあるんで、ちょっとこの辺もうちょっときつくしたらよかったのかなという思いもあって、ちょっと私としたら今回非常に急にこの条例案が上がってきたのがちょっと悔しいなという思いがしています。

ただ、ちょっと担当課長に言いたいのは、これで条例今回制定してこれで終わりじゃなくて、やはりもっと、強化って言ったら言い方おかしいんですけど、もっと充実させるということで、進んでる地域だとか状況もどンドン変わってきますので、やっぱり改正してちょっといろいろ追加するとか、改正するということもあり得るということで、今回この制定で終わりじゃないということで、だから担当したのは今回住民課なんで、太陽光発電について職員にアンテナを張ってもらって、そういう専門の、太陽光発電やったらこの職員というような、そういう専門的な知識を備えた職員をちょっとつくっていただきたいと思いますので、それをお願いしときます。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 今回のこの条例につきましては、議員おっしゃいましたとおり住民生活に関わる重要な政策ということでございます。担当課のほうでも先進地等をいろいろ、先進地等の施策についていろいろ詰めた上で今回制定に携わっていったというふうなことでございます。

確かに1つの課で考えるよりも、皆様のお知恵、御意見を賜りながらよりよいものつくって

いくということがベストだというふうに考えてございます。今後、議会、委員会等に事前に提出できるような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

また、今回の条例、制定は制定でございます。今後必要に応じて当然改正が必要であれば改正もやっていかなければならないものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 8番左近君。

○8番（左近 誠君） 一点お尋ねします。

この条例は、太陽光発電の設置によって、自然環境、生活環境、景観等、目的を述べております。また、5条にも地域の状況に応じた防災、環境保全、周辺の景観等の調和に配慮せねばならないと、こう、うとうております。そこで、具体的にこれを守るためには市民の生活環境の保全を図るためとか、太陽光発電設置の事業の設置については特に配慮が必要と認められる地域、これ抑制区域というんですか、これはやっぱりきっちり指定すべきじゃないんですか。

これ、条例ではしてないんですけど、規則、これから出てくる規則の中にでも、これは抑制地域ですね、これは駄目だと、ここの地域については駄目だということを指定してほしいと思うんですけども。よろしくをお願いします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員おっしゃいます地域の指定でございますけれども、現在町のほうでは那智勝浦町歴史文化的景観保全地区っていうのがございます。こういった特別な地区に関しては、工作物を設置するときは町長の許可が要るようになってございます。その他の地域につきましては、その特段の理由がない限りは、例えばここは住宅が多いので設置できない区域に指定しましょうというようなことは、権利の阻害に当たりますので制定することができないということの旨を弁護士さんのほうからも聞いてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 8番左近君。

○8番（左近 誠君） この中で文化財保護法とかありますね、文化財。それから、農地法とか、また自然公園、国立公園の中にあつたの、例えば弁天島ありますね。その近くにいうたらそういう景観を害するとかというようなもんをすると。それから、土砂災害の今言います警戒地域ですね、そういうような場所を抑制地域に指定して、これは駄目ですよというのは載せるべきじゃないでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） お答えいたします。

土砂災害の危険であるような地域ですと、基本的には事前協議のときにちょっと考え直してくださいというような指導をしていきたいと考えてございます。そしまた、景観の問題で特別文化財的な景観のあるようなところでありましても同じように、建てることによって景観が損なわれてしまうので、これはちょっと考え直してくださいという旨の指導はしていきたいと考

えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 8番左近君。

○8番（左近 誠君） 今、条例はこれ今出てますわね。もう規則ももうできたんですか。できてあるんやったら、もし何やったら、そういうのを具体的に入れるということはできないでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） お答えいたします。

規則のほうはほとんどできている状態ではあります。まだ、規則のほうの制定は、まだ条例が可決されておりませんので通してございませませんが、その中で規則のほうへその地域を入れるっていうのは、先ほども言いましたように特別な事情がない場合は範囲を指定することはできないよというようなことも言われておりますし、規則に定めるまでもなく、特殊なこの法律、この文化的景観保全地区以外で文化財のあるようなところ、景観を守らなければならないようなところは、規則に定めなくても事前協議で考え直してくださいというような指導をしていけばいいのかなと考えてございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 8番左近君。

○8番（左近 誠君） 僕は抑制というんですか、これを言うかと言ったら、長野県のある市では、これ抑制地域を設けてこういうことは駄目だということを条例で決めて出しております。それを読んだら、やっぱりそこまでやらないあかんのかなと。例えば、業者さんがするときには、もうある程度ここはもう駄目だというような場所が分かってあつたら、かかりやすいですわね。この地域はもう、この抑制地域に入っているという場合は、前もって事業に手を出すときにはまた違う場所を求めると。せやけど、何も書いてなかったら一応そこで事業を展開して、出してきたらこれは、話したらええって言うけど、やっぱりこれは駄目だって言うときにやっぱり支障もあると思うんで、なるべくやったらはっきりと明示すべきやと思うんですけどね。

そして、その市なんかではホームページにここは駄目だっていうやつを出してます、分かるように。この地域は駄目ですよというの。そういうのは考えられませんか。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） お答えいたします。

市によってはその地域指定をしているところもあります。それはおおむね1,000キロワットとかメガソーラーの関係とかはよく、景観が著しく阻害されるのでそういった範囲を決めているところも見受けられるところでございます。

そしてまた、特別その規則のほうに範囲を指定するというのはできるかどうかというのもございますので、ちょっと弁護士さんとも相談させていただいて検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 内容的には大体理解できます。ただいまの3番議員の質問内容、それから住民課長の説明では理解できるんですけども、やはり町がこの条例をつくるということになったら、町がこれの下で今後のこういう太陽光の事業が出てきた場合、設置の事業が出てきた場合は、やはり町がバックアップしているところへ入っていくというのがこの条例やと思うんですよ。そういった中では、これ国も自然エネルギーの推奨をされているというような形でやってますけど、うち、この広い土地で、やはり太田川沿い、那智川沿い、色川とか、手っ取り早くしようと思ったらやっぱり農地が、農地転用をして広いところでやったほうが金もかからんし、山を切るよりか安なるというような形で、来ると思うんですよね。

そういった中で、民家がなくて広い農地の休耕田とかそういう場合でしたら何もないと思うんですけど、民家の近いところでやるというふうな事態が起きた場合には、やはりその地元との協議というのは、ただ単に事業者と地元だけで話をするんやなしに、やっぱり住民の立場に立って行政もやっていただきたいということもあります。ですから、農地から、農地転用のときもいろいろあると思いますけども、やはり地域のために町がバックに立ってやっていただきたい。

そのために、午前中の町長の諸報告の中で、議案の説明の中で、この目的のところ、本町の良好な環境を保全するというのがあるんですけども、それに付け加えて町長は、平穏な生活を確保するためというような言葉も入れておられました。ですから、今後町長はこういった形の中でそういった住みよい町を維持するために、これはどうだということが出てきた場合、事態が出た場合は、町長自らこの行政としてのバックアップを住民のためにやっていただけるかどうか、それだけを御答弁願います。

○議長（荒尾典男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 太陽光発電設備と地域環境の調和に関する条例に関してでございます。

趣旨については課長のほうからも十分御説明したとおりでございますし、この太陽光につきましては全国的にやはりいろんな問題、課題があるというのは認識しておりまして、急にというお話もありましたけれども、随分課題として考えておりました。

ただちょっと時間がない中なんですけども、早く条例制定したいということで、少し相談がなかったことはちょっと申し訳なかったと思ってるんですけども、冒頭私、町政報告の中でも申し上げたように、地域住民の方々の生活環境、景観あるいは自然環境が全国的にも阻害されてますし、阻害される可能性が大変高いところもございます。そういう意味で、町民の方々がより安全に安心して生活できるような形でこの条例制定をするものでございます。

特に、事前に届出をさせて確認もしますし、後々必要な指導を行うっていうことで、当然町を挙げて指導をしていくという意味合いでこの条例を制定するものでございますので、議会の皆さん方、御心配ないような形で町も積極的に関わってまいりたいと考えておりますので、ど

うかこの条例制定につきまして御理解いただけますようどうかよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

討論。反対討論。

〔「反対討論」と呼ぶ者あり〕

6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） ちょっと私なりに調べまして、先ほどから3番議員さんとかおっしゃってましたとおり、近隣に接する住民の方にとっては大変な問題になると思うんです。

それで、この今の内容ですと、どうしても十分な理解を得てっていう、町長にまた許可を得るってなってますけども、一方的に許可を得ましたとかってなってしまう可能性もあると思うんです。

新宮市のほうをちょっと調べてみましたら、やはり規則の中で自治体とか区がやっぱり関与するという条件付の説明をなささいということに具体的になってます。例えば、公民館の集会施設で行うこと、区・自治会の区域ごとに1回以上行うこと、より多数の参加が見込まれる日時場所を選定すること、事業計画の説明を行うことについて印刷物の配布のほか適切な方法により周知を図ること、5番目に、その求めがあったときは事業計画またはその概要を記載した書面が提供されること、そして最後に、説明の方法が近隣住民の理解を深めるように配慮されたものであることと、具体的に書かれています。

今課長のほうからも規則という話が出てましたけども、それがまだこのように明確に私たちに説明がない中で条例ということはちょっと、もう少し委員会なりで諮っていただいたほうがよろしいかと思ひます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 原案に賛成の討論はありませんか。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） すいません、私、賛成討論です。

50キロワット以上のものに関しては県で制定されていると。法律で制定されているんでしょうね。ほんで今、我が町には50キロワット以下に関してはまるっきり条例もつくられていない、規制もされていない状態です。でも、それに対してまず50キロワット以内でもこのようなことが必要やという条例は必要やと思います。ただ、中身に関しては100%じゃないかも分からないですけど、それは条例改正なりいろいろでよりよいものにしていけると思います。ただ、これからこの条例がない場合、無法地帯のようになりますからね、一旦条例はつくるべきだと思います。ほんで、その条例の中身については今後話し合いをし、附則とするなり、いろいろ付け加えることができますので、今のこの原案に関しては賛成させていただきます。

○議長（荒尾典男君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第44号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒尾典男君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開14時40分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時29分 休憩

14時42分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

改めて傍聴の方をお願いいたします。議場での携帯電話の電源はお切りいただくようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第18 議案第45号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

○議長（荒尾典男君） 日程第18、議案第45号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第45号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。



那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

この条例は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき、家庭的保育事業等を行うための基準を定めたものでございます。

今回の改正は、令和3年3月22日及び23日に国の基準の一部を改正する省令が公布されたことから、本町におきましても条例の一部を改正するものでございます。

なお、現在本町に対象の家庭的保育事業等はございません。

関係資料といたしまして、関係資料と新旧対照表を添付しています。改正情報につきましては関係資料で説明させていただきます。

関係資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。

改正の理由といたしましては、先ほどの説明どおり国の基準の一部改正に伴い改正するものでございます。

2、改正内容でございます。

(1)第6条第1項の改正につきましては、用語の定義内容の改正でございます。「教育」及び「利用乳幼児」の用語について第6条第4項第1号でも用いられていることによる定義範囲の改正でございます。

次に、第6条第5項の改正は、句読点、語句の修正でございます。

次に、第49条の改正につきましては、電磁的記録の追加でございます。業務負担軽減等を図る観点から、諸記録の作成、保存等について電磁的な対応を認めるものとするものでございます。

施行期日につきましては、関係資料1、2は公布の日から、3につきましては令和3年7月1日から施行するものでございます。

また、次のページに新旧対照表を添付していますので御確認ください。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第45号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第46号 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第19、議案第46号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第46号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたものでございます。

特定教育・保育施設とは、施設型給付費の支給の対象として認められる保育所、認定こども園、幼稚園を言い、特定地域型保育事業とは、地域型保育給付費の支給対象となる家庭的保育事業等を言います。給付費の支給対象であるかを確認するための運営基準を定めた条例でございます。

関係資料といたしまして、関係資料と新旧対照表を添付しています。改正条文につきましては関係資料で御説明いたします。

関係資料をお願いします。

1、改正の趣旨でございます。

この運営基準は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に従わなければならないと定められており、今回国の基準が改正されましたことから、本町におきましても条例の一部を改正するものでございます。

2、改正内容でございます。

1、第42条は、特定地域型保育事業の特定教育・保育施設等との連携について規定していません。

第4項は、卒園後の受皿の確保の要件緩和について記載しており、特定地域型保育においては卒園後の連携施設を適切に確保しなければなりません。受皿となる保育所等が不足する場合等の様々な対応策により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要であることを規定しています。

条文中の語句、児童福祉法第24条第3項は、児童福祉法において経過措置に関する読替規定が記載されていることから、それを明らかにするため追記するものでございます。

なお、読替規定の主な内容といたしましては、児童福祉法第24条の保育所への入所措置について、保育所等が不足する場合は保育所等の利用調整を行うというものを当分の間、単に保育所等の利用調整を行うとするものでございます。

第5項は、第4項で卒園後の受皿の確保の要件緩和の場合についての条件を記載したものであり、改正内容は句読点及び語句の訂正でございます。

また、資料といたしまして新旧対照表を添付しておりますが、説明は割愛させていただきます。

改正条文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第46号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 議案第47号 那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第20、議案第47号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第47号那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町介護保険条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度下がることが見込まれる第1号被保険者に対し介護保険料の減免を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に収束の兆しが見えないことから、令和3年度分においても引き続き第1号被保険者の負担軽減を図るため減免措置を実施するための改正でございます。

関係資料といたしまして、新旧対照表と関係資料を添付しています。

まず新旧対照表をお願いします。

附則第3条の改正です。

第3条において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免を規定しています。

令和3年度分においても引き続き減免措置を実施するため、納期限の期間を令和3年4月1日から令和4年3月31日に延長するものでございます。

第1号においては、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者についての語句の整備。第2号ア、イについては、要件の対象を主たる生計維持者の事業収入等または主たる生計維持者の合計所得金額等と明確にするため語句を追加するものでございます。

減免の詳細につきましては規則で定めることになっており、内容につきまして関係資料を添付していますので、関係資料をお願いします。

この減免による保険料は国の財政支援の対象となり、国の事務連絡に準じて規定するものです。対象となる方は、1、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方、2、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次に該当する方。1、事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること、2、減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額が400万円以下であること。対象となる保険料は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限のものでございます。減免額につきましては、1の方は全額、2の方は下記の計算式に当てはめた額となります。なお、減免額の見込みといたしまして、令和2年度は26名、212万3,000円の減免となりましたが、事業収入等の基準が前年度との比較でございますので、令和3年度は令和2年度より減少するものと見込んでございます。

改正条例にお戻りください。

附則といたしまして、施行期日等は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

経過措置といたしまして、令和3年3月31日までに納期限が定められている保険料の減免については従前の例によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第47号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 議案第48号 令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第21、議案第48号令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第48号令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,626万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億5,326万4,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款11地方交付税から款22町債まで、歳入合計で補正前の額79億8,700万円に補正額2億6,626万4,000円を追加し、計で82億5,326万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から款9教育費までの補正で、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。起債の目的欄、過疎対策事業について限度額を補正し、補正前の限度額の計4億5,539万8,000円から140万円増額し、補正後の限度額の計を4億

5,679万8,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括として、このページの歳入と次のページの歳出について、それぞれ2億6,626万4,000円の増額をお願いしております。

6ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金2億726万3,000円、地方債140万円、その他990万円、一般財源は4,770万1,000円となっております。

7ページをお願いいたします。

2歳入、総務課の関係について御説明申し上げます。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は4,770万1,000円の増額で、計で31億4,770万1,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節5新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補正額1億7,787万4,000円につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、国において令和2年度に措置された第1次補正の留保分、第3次補正された交付金を受け入れるものでございます。

別添資料を御覧願います。

令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）関係資料（新型コロナウイルス関連）としたものでございます。A3横のものでございます。

今回、本町が実施いたします新型コロナウイルス感染症対策事業につきまして一覧にしたものでございます。まちなか商品券事業からGIGAスクール用ネットワーク改善事業までの8つの事業を計画してございます。

これらのうち、5行目、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び6行目の低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業を除いた6つの事業につきましての費用に充てる財源としてこの臨時交付金を受け入れるものでございます。

事業の内容につきましては、歳出におきまして各担当課長から御説明申し上げます。

補正予算書のほうにお戻り願います。

9ページをお願いいたします。

下の段です。款22町債でございます。目6土木債、節3の過疎対策事業債で140万円の増額補正で、説明欄記載の公園施設改修事業の財源としてお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

こちら10ページからは歳出となっております。また、15ページからは補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明のほうは割愛させていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

8ページをお願いします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節5子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金1,200万円は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に係ります国の補助金でございます。この事業は、低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を対象児童1人当たり5万円支給するものでございます。

下段、節6子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金83万3,000円は、支給に係る事務費補助金でございます。どちらも10分の10の補助金を受け入れるものでございます。

目3衛生費国庫補助金、節4新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,596万1,000円は、追加が必要となりました接種の実施体制の確保に必要な経費のうち、現在確定しています補助金を受け入れるものでございます。なお、不足額につきましては、今後国が見込額を確認後、交付される見込みでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、補正額1,283万3,000円でございます。

福祉課関係資料をお願いいたします。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金でございます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から特別給付金を支給するものでございます。支給対象者は、児童扶養手当受給者と低所得の独り親世帯及び住民税非課税世帯の子育て世帯の18歳までの児童でございます。また、この事業には新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したと認められる世帯も含まれる予定でございます。実施主体は、低所得の独り親世帯は都道府県、市などとなっており、赤字の部分の住民税非課税世帯の子育て世帯について町が実施するものでございます。給付額は、児童1人当たり一律5万円、全額国庫負担でございます。令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方は申請は不要となっており、対象者の多くは申請不要で支給できる見込みでございます。申請が必要な方につきましては、可能な限り速やかに案内いたしまして支給していきます。

予算書10ページにお戻りください。

節3職員手当等は、従事する職員の超過勤務手当でございます。節10需用費は、案内などを通知いたします封筒印刷費、節11役務費は、郵送料及び口座振込手数料でございます。節12委託料68万2,000円は、今回の特別給付金に対応するためのシステム改修費用でございます。節19扶助費1,200万円は、特別給付金を対象児童1人当たり5万円支給するものでございます。住民税非課税世帯の子育て世帯に属する18歳までの児童約90世帯240名分を見込んでございます。

目4子ども医療対策費、節22償還金、利子及び割引料、補正額31万2,000円は、令和2年度

未熟児養育医療費国庫負担金の額の確定による返還金でございます。

11ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 新型コロナウイルスワクチン接種事業費、補正額4,905万1,000円でございます。新型コロナウイルスワクチンの接種事業につきましては、国からのワクチンの配分状況により4月19日より体育文化会館での集団接種、5月10日から高齢者施設での接種、また5月24日から医療機関での個別接種を開始しています。ワクチンの配分につきましては、当初は国からの配分に遅れが生じてございましたが、5月の連休以降は順調に配分され、本町の65歳以上の高齢者の2回分の接種分は6月中に配分される見込みとなりました。国から7月中の高齢者の接種終了を要請されており、本町におきましても高齢者の接種を7月中に完了する見込みでございます。

今回の予算につきましては、当初予算におきまして事業の全体像がつかめない状況で8月までの予算をお願いいたしておりましたが、国からのワクチンの配分に遅れが生じ開始時期が遅れたことや、事業の体制設備や今後の見通しのめどが立ってきたことなどから、今回12月までの期間の予算をお願いするものでございます。また、高齢者の接種を7月中に終了させるために実施いたします集団接種の回数の増加や、また体制の強化に必要な事業費も併せて計上しております。

65歳以下の方の接種の開始時期につきましては、高齢者の接種が終了次第、順次案内していく予定でございます。ワクチンの配分が順調で、かつ集団接種及び個別接種の体制が十分に整うことができる場合、希望者の接種を10月までに終了させたいと考えておりますが、国からのワクチンの配分状況がいまだ示されていない状況であるため、12月までの予算をお願いしております。引き続き、町民の皆様へのできるだけ早いワクチンの接種を目指し取り組んでまいります。

節1 報酬327万4,000円は、相談窓口において各種問合せや相談業務対応を行う保健師3名及びデータ入力を行う一般事務補助2名の9月から12月まで4か月分の報酬でございます。節3 職員手当602万7,000円は、ワクチン接種事業に従事いたします職員の平日及び休日の超過勤務手当でございます。当初計上いたしていませんでしたが、今回お願いするものでございます。節4 共済費65万5,000円は、会計年度任用職員の社会保険料でございます。節7 報償費1,937万7,000円は、集団接種会場で従事していただく医師、看護師、保健師などへの謝礼でございます。1回の集団接種につき医師3名、看護師7名、保健師4名の平日42回、休日12回分の追加をお願いしております。節8 旅費は、会計年度任用職員の通勤費でございます。節10 需用費2万円は、ガソリン代4か月分でございます。節11 役務費、説明欄記載の通信運搬費は、接種事業に係る電話料4月分及び集団接種会場において円滑に事業が実施できるよう設備いたしますネット回線使用料でございます。広告料は、新聞広告料でございます。手数料につきましては、注射針等の医療廃棄物処分手数料でございます。節12 委託料、説明欄記載の集団接種業務委託198万円は、集団接種会場へ的高齢者に係る送迎バスの委託料でございます。集団接種会場へのバス希望者は想定より希望者が多く、75歳以上の方では約500人、約23%の方の希望が



ありました。また、高齢者の方の利用の利便性を鑑み、少人数での利用で乗り降りしやすいジャンボタクシーを用意しております。そのため、当初12日分をお願いしておりましたが、30日分の追加をお願いするものでございます。次の電算システム改修委託94万4,000円の増額は、ワクチン接種記録システムの連携業務を改修するものでございます。続きまして、会場運営業務委託1,173万8,000円は、集団接種を円滑に実施するため集団接種での人員増加が必要となったことから、人材派遣会社に1回につき13名の派遣を委託するものでございます。112回分を計上いたしております。節13使用料及び賃借料418万5,000円は、説明欄記載のとおり会場借上料として、期間延長による集団接種会場の体育文化会館アリーナ借上料及び冷房使用料また土曜日実施による会場借上料の合計額415万8,000円及びコピー機1台借上料4か月分でございます。節18負担金、補助及び交付金21万7,000円は、医療職など専門職に委託いたします業務の事故に対する補償保険自治体委託業務災害補償保険負担金でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節1雑入990万円につきましては、築地公園遊具設置に係る補助金として一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成事業の助成金を受け入れるものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の地域公共交通運行継続支援金として625万円をお願いしてございます。事業の内容につきましては、お配りしております令和3年度那智勝浦町一般会計予算関係資料で御説明をさせていただきます。A3横長の関係資料を御覧ください。

関係資料の4行目でございます。

事業の概要でございますが、町内に事業所を有する乗合バス、タクシー、観光船等の旅客等運送事業者保有車両台数に応じ運行継続支援金を交付し、事業の継続を支援するものでございます。

支給額でございますが、1法人当たり一律50万円を基本額とし、車両台数に応じてバス、船舶については1台10万円、タクシーについては1台5万円の車両加算額を上乗せして支給するものでございます。なお、車両加算につきましては20台を上限としてございます。

議案書の12ページにお戻りください。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費について1億6,789万5,000円の増額をお願いするものでございます。この増額補正につきましては、2つの新型コロナウイルス関連の事業で構成されてございます。事業の内容につきましては、先ほどと同じく関係資料で御説明させてい

いただきますので、再度関係資料を御覧ください。

まず、1つ目でございますが、関係資料の1行目を御覧ください。

まちなか商品券事業でございます。全町民を対象に、1人当たり7,000円分のまちなか商品券を配布し、町内の小規模店舗等での飲食や買物を促し、地元経済を活性させる施策でございます。令和2年度に実施した枠組みと同様のものを想定してございます。商品券の引き換えは7月下旬を予定しており、使用期限は9月30日までとする予定でございます。

2つ目は、1つ下の2行目にあります事業継続支援金事業でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減少した町内の事業者に対し一律10万円の支援金を交付し、事業継続を支援するものでございます。町内に住民票を有する方または町内に主たる事業所を有する事業者の方などを対象とし、令和3年1月から6月までの期間中、いずれかの月の売上高合計が前年または前々年同月と比較して50%以上減少していることなどを要件に一律10万円の支援金を交付するものでございます。600件分を見込み計上させていただいております。

議案書12ページのほうにお戻りください。

予算の内訳について御説明申し上げます。

節10需用費18万8,000円につきましては、商品券に係る引き換えはがき及び封筒の作成費用でございます。節11役務費114万5,000円につきましては、説明欄に記載の費用でございます。節12委託料86万2,000円につきましては、町内11か所にある郵便局に商品券の交付業務を委託するものでございます。節18負担金、補助及び交付金1億6,570万円につきましては、それぞれ2つの事業に対する補助金でございます。

続いて、項2観光費、目2観光振興費、節18負担金、補助及び交付金510万円につきましては、説明欄に記載の観光バス助成金の交付に充てるため補正をお願いするものでございます。観光バス助成金は、町内での平日宿泊を伴う団体旅行に対し、バス1台当たり最大5万円を助成することにより、新型コロナウイルス感染症の収束後に時期を逸することなく誘客促進を図れるよう措置するものでございます。

観光企画課の関係については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

12ページ下段をお願いいたします。

歳出でございます。

款6商工費、項2観光費、目3公園費、節14工事請負費、補正額1,130万円の増額をお願いするものでございます。説明欄記載、築地公園におきまして、約30年前に設置されました木製の滑り台つき遊具が、老朽化と木材腐朽により危険な状態となりましたので、一昨年撤去させていただきました。なお、この公園は、乳幼児や小さなお子さま連れの方などが利用されておりますので、遊具を設置できないか検討を行ってまいりましたが、遊具設置のみの国、県の建設課関係補助金などが見当たりませんでしたので設置を見送らせていただいたところでござ

います。

そしてこのたび、障害の有無や運動能力などに関係なくあらゆる子供が利用できるユニバーサルデザイン遊具の設置費を令和3年度コミュニティ助成事業に申請しましたところ採択となりましたので、その工事費をお願いするものでございます。

配付させていただいておりますA4サイズ縦置き議案第48号令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）建設課関係資料を御覧ください。

公園を役場正面玄関側から見た配置予定図でございます。黄色の線で囲んだものが新たに整備するものとなっております。現在、公園の中央にあります大きな2連の築山を撤去しまして、小さな築山とユニバーサル遊具を設置いたします。そして、以前木製の滑り台つき遊具がありました公園左奥側に新しいブランコを設置し、役場側左にございます30年ほど前に造られました老朽化した古い木製ブランコを撤去して、その辺りに砂場を設けます。また、既製品の日よけも新設いたします。なお、2か所ある入り口の1か所を車両が入れるよう改修し、今ある手洗い場につきましてはそのまま利用いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節10需用費、説明欄記載の消耗品費92万7,000円につきましては、隊員の安全装備品として現在共用しています空気呼吸器の面体部分を感染症対策として個人支給するため購入をお願いするものです。

消防本部関係資料をお願いします。

資料上段、左側が空気呼吸器一式です。赤丸で囲ったところが面体で、拡大したのが資料右側でございます。

予算書にお戻り願います。

次に、節17備品購入費295万9,000円につきましては、自動式心マッサージ器の購入をお願いするものです。

先ほどの関係資料、下段を参照願います。

心肺停止傷病者を搬送する際の感染防止対策と、搬送時における絶え間ない正確な心臓マッサージを行うため、今回整備をお願いするものでございます。

次に、目2非常備消防費、節17備品購入費12万1,000円につきましては、コミュニティ消防センター会議室用に、ウイルスや細菌を不活性化させる低濃度オゾン発生装置の整備をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

8ページをお願いします。

歳入です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7教育費国庫補助金、補正額59万5,000円は、節4教育支援体制整備事業費補助金で、今年度更新を予定しております宇久井小学校給食室のスチームコンベクションオープンに対し、国庫補助金の事業採択をいただきましたので補正するものです。

13ページをお願いします。

歳出です。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、補正額647万8,000円でございます。内訳としまして、節11役務費42万8,000円と節12委託料の説明欄2行目、ネットワーク環境整備業務委託149万1,000円につきましては、昨年度整備しましたG I G Aスクール用端末について、現在インターネット回線1回線にて運用を行っておりますが、多数の端末を同時に接続しても回線速度に支障のないよう回線を増強し、併せてW i - F i ルーターなどの必要となる機器を整備するものでございます。宇久井小学校、勝浦小学校、下里小学校においては2回線を増設、その他の比較的規模の小さい小学校においては1回線を増設するものでございます。節12委託料の説明欄1行目、小学校I C T機器保守業務委託310万1,000円につきましては、G I G Aスクール用端末583台分に係る保守業務を委託するものでございます。節17備品購入費145万8,000円につきましては、太田小学校給食室消毒保管庫及び下里小学校給食室蒸し器がそれぞれ経年劣化により故障したため、更新をお願いするものです。

14ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、補正額303万8,000円でございます。内訳としまして、節11役務費28万6,000円と節12委託料の説明欄2行目、ネットワーク環境整備業務委託119万3,000円につきましては小学校費と同じもので、G I G Aスクール用端末のインターネット回線を増強するものでございます。宇久井中学校、那智中学校、下里中学校においてそれぞれ2回線を増設するものでございます。節12委託料の説明欄1行目、中学校I C T機器保守業務委託155万9,000円につきましては、G I G Aスクール用端末293台分に係る保守業務を委託するものでございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番城本君。

○1番（城本和男君） 今回のコロナ関連の施策、昨年も実績のありますまちなか商品券とか、事業継続の支援金、そして商品券なんかも7,000円あれば町の活性化のために使っていただけたらと思うんですけども、ほかの施策、バスとか地域交通の運行支援とか、大変バランスも取れていて、コロナの施策大変よいと思うんです。

ただ、ちょっと気になる点だけ質問させていただきますと、一つは12ページのまちなか商品

券なんですけども、これを昨年度実施したときに受け取らなかった人、活用できなかった人っていうのはどれぐらいあるのか。今回7,000円なんでまた活用していただけたらと思うんですけど、そういう方の把握をされているのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

もう一点は、私もこれ以上、いろんな施策をされて支援がこれ以上ないと思うんですが、支援が漏れてないかどうかですね。国のほうでも持続化給付金とか雇用調整助成金とか、県のほうでも最近もまた飲食、宿泊の旅館なんかの給付金なんかもされてて貸付制度もあるんですけども、本町を単位にして、那智勝浦町を単位にしてみた場合この業種で支援が漏れてないとか、そういうふうなことがないのか、私ちょっとそのあたり気になります。

それで、県のほうになるんですけど、本町の生活保護の申請件数ですね、そういうのは昨年も聞いたんですけども、今の時点でまた増えてないのかどうか、その辺りもお伺いしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） お答えいたします。

昨年度実施しましたまちなか商品券の交付、換金の状況でございます。

率で申し上げますと、第1弾の商品券への引換え率が98.01%でございました。で、これに対する商工会での換金率が99.25%でございました。第2弾につきましては、同じく引換え率が98.49%、それに伴う換金率が99.26%とそれぞれ100%に近い形で交付、換金がされたものというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 生活保護の申請件数についての御質問でございます。

昨年度におきまして、コロナ禍になりまして、すいません、件数のほうは把握しておりませんが、生活保護の方、若干増えてございます。やはりコロナが原因で収入が減った方、また職を失った方等がございます。そのほか、社会福祉協議会のほうでの貸付金制度のほうもございまして、そちらのほうの利用も増えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） まちなか商品券に関しましては本当、活用されているということで、ただ1%から2%ぐらいの方はやはり引換えされてないと。この方々が施設に入っておられる方とか実際に住んでない方とか、そういうふうなパターンなのかなと思うんですけど、そのあたり何か調査されたことはないのでしょうか。

それと、2番目の質問の中で、この業種、那智勝浦町やったらこの業種にスポットが当たってないやないかというふうなことを考えられてるようなところっていうのはもうないのでしょうか。これで十分、かなりバランスの取れた施策になってると思うんですけども、そのあたりお気づきのところがないのでしょうか。

それと、やはり生活保護の申請件数が増えてきているということで、これは生活保護のほう

で、県の施策のほうでうまく活用されてた、活用といいますか、運用されていったらいいのかなと思うんですけども、その辺り町として何かお考えはないのかどうかお伺いをいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） お答えいたします。

まず、まちなか商品券に係る引換えの状況でございます。議員御指摘のとおり、数%の方が引換えをされていないということでございまして、その追跡調査については行ってございませんが、議員おっしゃられるとおり、やはりどうしても引換えできないという方が数%はいらっしゃるのかなというふうには推定してございます。

ただ、次にですね、今回いろんなまちなか商品券であったり、事業継続支援金ということで町なかの事業者に対する支援を行っているところで、それで漏れているところ、もっと支援が必要なところというのは把握されていないのかということでございます。

コロナ関連の支援につきましては、国のほうもそうですけども、県のほうでも観光事業であったり、宿泊、飲食の事業について支援を行っているところで、それに上乘せするような形で町のほうも事業継続支援金を今回上程させていただいておりますけども、この町の事業継続支援金につきましては全ての業種を対象としてございまして、そういった意味から幅広くいろんな業種に支援が行き届くような、そういった対応ができていないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） お答えいたします。

生活保護者の方の上乗せの支援というような御質問ではないかというふうに思っております。

そのような支援のほうは今のところ町のほうでは考えてございませんが、今後とも県等と協議しながら、生活保護の方はじめ低所得者の方、また低所得者の方の支援につきましては相談窓口等、丁寧に対応していきながら必要な支援のほうを案内し、相談業務に当たってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 生活保護の関係の方は、ちょっとピントの外れたような質問になってしまいました。すいません。先ほど課長が言っていただきましたように、この状況の把握ですね、やはり生活保護の方が申請が増えてきているようであれば、やっぱりそういうふうな状況の把握とか、相談窓口とか、町のほうでもその辺り対応していただきたいと思います。どうかよろしくをお願いします。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） すいません、まるっきり単純な質問なんですけど、この公園なんですけど

ね、コミュニティ助成金が、それと過疎債を利用してもらうて、大変ありがたい財源で、有利な財源で大変喜ばしいことやと思うて何の反対する気もないんですけど、ただ一点ちょっと気になったのが、この砂場なんですけど、大した問題はないんですけど、近隣の自治体でもこの砂場に猫のふん尿かな、この被害で砂の入替えとか、消毒とか、このいろんな手間がかかるとかそんな聞いたんですけど、うちにはそんな状況やないんですかね。状況やなかったらいいんですけどね。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 本町の公園の砂場に猫のふんなどがないかという御質問でございますけども、建設課の作業員で建設課が管理しております公園の砂場等についても定期的に点検はしております。表面上確認できるものにつきましては当然報告がございますが、砂場の中に埋まっておりますものなどにつきましては、御利用されてる方からの通報等が度々ございます。その場合は、建設課のほうで対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） そんなに対処してくれて何の問題もなかったらいいんですけどね。ただ、前はテレビ等で何か菌が繁殖してどうのこうのというのがありまして、その砂場を封鎖してあるところもありましたからね、そんな問題なかったらいいんですよ。施工するとき、もし被害が多かったら砂場ぐらいなかってええんやろうし、そこんところは事業実施のときに考えてやってくれたら結構です。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 砂場に関しましても適性に管理して、不具合があれば砂の入替え等させていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 2番東君。

○2番（東 信介君） すいません、同じ公園のことなんですけど、最近多分来られるのは、お母さんとか自転車で来られるのが多いで、これ駐輪場のとかという検討は、駐車場というのはこれは不可能やと思うんですけど、駐輪場のとかという検討はされてるのかなと。その辺。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 駐輪場でございますけども、限られたスペースの中で自転車置場を設けるに当たりましては、どれぐらいのスペースが必要なのかというのが現在のところ各公園で把握はしておりませんので、今後の利用状況を見て必要と判断した場合は、駐輪場の設置の検討も行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第48号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 議案第49号 令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第22、議案第49号令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第49号令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款病院事業収益、既決予定額24億1,513万7,000円に補正予定額3,330万8,000円を追加し、計24億4,844万5,000円。

第2項医業外収益、既決予定額4億8,097万円に補正予定額3,330万8,000円を追加し、計5億1,427万8,000円とするものです。

続いて、支出の部です。

第1款病院事業費用、既決予定額24億8,630万8,000円に補正予定額2,987万2,000円を追加し、計25億1,618万円。

第1項医業費用、既決予定額24億436万1,000円に補正予定額2,987万2,000円を追加し、計24億3,423万3,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。



収入の部、第1款資本的収入、既決予定額3,597万4,000円に補正予定額869万2,000円を追加し、計4,466万6,000円。

第3項補助金、今回新たに追加する項で、補正予定額869万2,000円を追加し、計869万2,000円とするものです。

続いて、支出の部。

第1款資本的支出、既決予定額1億5,958万9,000円に補正予定額869万2,000円を追加し、計1億6,828万1,000円。

第1項建設改良費、既決予定額3,023万7,000円に補正予定額869万2,000円を追加し、計3,892万9,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(1)職員給与費、既決予定額14億280万円に補正予定額2,523万2,000円を追加し、計14億2,803万2,000円とするものです。

続いて、3ページ、4ページは予算に関する説明書実施計画となっております。内容につきましては1ページの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

続いて、5ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部。

款1病院事業収益、項2医業外収益、目8補助金、補正予定額3,330万8,000円は、先ほど議案第43号の説明でも申し上げました新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金で、後ほど説明いたします資本的収入869万2,000円と合わせて計4,200万円を受け入れるものでございます。

続いて、支出の部。

款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、補正予定額は2,523万2,000円となっております。その主な内訳は、節1報酬から次のページの節11事務員手当まで、先ほど議案第43号で御可決いただきました新型コロナウイルス感染症受入体制強化手当に加え、増加するPCR検査への対応や面会禁止に係る入院患者様の着替え交換窓口等に従事する職員に支給する各種手当を増額するものです。このうち、節1報酬、補正額639万2,000円につきましては、会計年度任用職員への新型コロナウイルス感染症受入体制強化手当としての特別勤務報酬539万2,000円に加え、着替え交換窓口に従事するために新たに雇用した職員への報酬等となっております。

6ページをお願いいたします。

目2経費、補正予定額431万円、その内訳ですが、節2報償費299万円は、院内で従事する委託業者従業員に対し、受入体制強化手当相当額を謝礼としてお支払いするもので、1人当たり5万円から8万円、計58名分を計上しております。また、節5消耗品費55万円、節6消耗備品費77万円、そして目4材料費33万円は、それぞれ感染対策用物品の購入費用として計上してお

ります。

7ページをお願いします。

資本的収入及び支出、収入の部。

款1資本的収入、項3補助金、目1国庫補助金、補正予定額869万2,000円は、収益的収入でも御説明申し上げました新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の受入れとなっております。

続いて、支出の部。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費、補正予定額869万2,000円は、感染対策用備品の購入費用ですが、その内訳を関係資料に記載しておりますのでそちらを御覧ください。

1点目のUV照射装置は、紫外線を照射することにより医療機器等に付着した菌、ウイルスを不活性化させるためのもので、新型コロナウイルスやノロウイルス等の患者が接触したエリアや、嘔吐等で汚染されたベッド、床等を短時間で清潔化させる効果があります。

2点目のUV除菌装置は、紫外線を用いた空気清浄器で、1点目の装置同様新型コロナウイルス等の不活性化の効果があります。院内の窓のない部屋やワクチン接種会場などで使用する計10台の整備を予定しております。

その他、職員、患者等の来院時の体温測定を行うサーモカメラ3台、無症状、軽症患者が病室で使用するリハビリ器具4台の購入を予定しております。

予算書に戻りまして、8ページから11ページまで、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

病院の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第49号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第50号 消防・防災センター用地造成工事請負契約の変更について

○議長（荒尾典男君） 日程第23、議案第50号消防・防災センター用地造成工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議案第50号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第50号朗読〕

1枚めくっていただきまして、添付させていただいておりますA3サイズ横置きの関係資料を御覧ください。

図面左が国道42号朝日区側、右下がわかば保育園側でございます。今回造成工事で行う地甘の掘削土量合計8,220立方メートルのうち、岩盤質5,070立方メートルにつきまして、当初大型掘削機械のみでの作業を予定しておりましたが、赤色着色箇所の岩盤2,608立方メートルを掘削するに当たり再度現場を確認しましたところ、高さが約7メートル、掘削幅約5メートル未満の崖状の地形のため、直接大型掘削機械を地甘上部に進入させて岩盤を掘り下げながら掘削することは機械転落のおそれがあったので、作業員の安全確保のため地甘下部から大型削岩機で岩盤を破碎しながら、ミカンの側を剥ぐように切り崩していく工法に変更させていただきました。したがって、大型削岩機追加投入による岩盤掘削2,608立方メートル分の工事請負額増額の変更をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第50号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第51号 天満公民館整備工事請負契約について

○議長（荒尾典男君） 日程第24、議案第51号天満公民館整備工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議案第51号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第51号朗読〕

次のページ、入札執行調書を御覧ください。

5月24日に指名業者11社、うち1社辞退で入札を行いましたところ、三和建設株式会社が落札いたしました。落札額は1億6,790万円、落札率93.44%、契約額は1億8,469万円でございます。

工事概要につきましては、大字天満199番地に建設します天満公民館新築工事、鉄骨造3階建て、延べ床面積389.19平方メートル、うち避難用外階段56.12平方メートル。

主な用途は、1階、2階が公民館、3階が防災倉庫、屋上津波避難スペース66.69平方メートル、避難スペース高11.325メートルでございます。

契約工期は令和4年2月28日まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第51号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第52号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（荒尾典男君） 日程第25、議案第52号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第52号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

〔議案第52号朗読〕

77歳でございます。

今回の選任につきましては、固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、現委員であります長雄正紘氏の任期が令和3年7月17日をもって満了となります。同氏には、引き続き固定資産評価審査委員会の委員として選任いたしたくお願いするものでございます。

御同意をいただきましたなら、任期は令和3年7月18日から令和6年7月17日までの3か年となります。

以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第52号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時06分 散会